

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年4月1日
(第120期)	至	2022年3月31日

株式会社大光銀行

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

(E03645)

目次

表紙

第一部 企業情報	1頁
第1 企業の概況	1頁
1 主要な経営指標等の推移	1頁
2 沿革	3頁
3 事業の内容	4頁
4 関係会社の状況	5頁
5 従業員の状況	5頁
第2 事業の状況	6頁
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6頁
2 事業等のリスク	11頁
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14頁
4 経営上の重要な契約等	26頁
5 研究開発活動	26頁
第3 設備の状況	27頁
1 設備投資等の概要	27頁
2 主要な設備の状況	27頁
3 設備の新設、除却等の計画	28頁
第4 提出会社の状況	29頁
1 株式等の状況	29頁
(1) 株式の総数等	29頁
(2) 新株予約権等の状況	29頁
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	38頁
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	38頁
(5) 所有者別状況	38頁
(6) 大株主の状況	39頁
(7) 議決権の状況	40頁
2 自己株式の取得等の状況	41頁
(1) 株主総会決議による取得の状況	41頁
(2) 取締役会決議による取得の状況	41頁
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	41頁
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	41頁
3 配当政策	42頁
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	43頁
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	43頁
(2) 役員の状況	48頁
(3) 監査の状況	52頁
(4) 役員の報酬等	55頁
(5) 株式の保有状況	57頁

第5	経理の状況	65頁
1	連結財務諸表等	66頁
(1)	連結財務諸表	66頁
①	連結貸借対照表	66頁
②	連結損益計算書及び連結包括利益計算書	68頁
	連結損益計算書	68頁
	連結包括利益計算書	69頁
③	連結株主資本等変動計算書	70頁
④	連結キャッシュ・フロー計算書	72頁
⑤	連結附属明細表	110頁
(2)	その他	110頁
2	財務諸表等	111頁
(1)	財務諸表	111頁
①	貸借対照表	111頁
②	損益計算書	114頁
③	株主資本等変動計算書	115頁
④	附属明細表	123頁
(2)	主な資産及び負債の内容	124頁
(3)	その他	124頁
第6	提出会社の株式事務の概要	125頁
第7	提出会社の参考情報	126頁
1	提出会社の親会社等の情報	126頁
2	その他の参考情報	126頁
第二部	提出会社の保証会社等の情報	127頁

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第120期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石田 幸雄
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258) 36-4111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 近藤 慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目40番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03) 3984-3824番（代表）
【事務連絡者氏名】	関東地区本部長兼東京支店長兼総合企画部東京事務所長 関 潤
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日	自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日
連結経常収益	百万円	21,289	22,506	22,950	22,117	21,220
連結経常利益	百万円	4,819	3,942	2,635	2,576	2,612
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,555	2,579	1,147	1,571	2,042
連結包括利益	百万円	2,085	△537	△7,943	7,107	△1,771
連結純資産額	百万円	82,486	81,511	73,141	79,679	77,446
連結総資産額	百万円	1,483,198	1,547,025	1,538,859	1,709,198	1,702,148
1株当たり純資産額	円	8,640.04	8,530.38	7,629.82	8,399.14	8,130.54
1株当たり当期純利益	円	375.05	271.92	120.74	165.92	216.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	372.26	269.59	119.60	163.89	213.80
自己資本比率	%	5.52	5.23	4.71	4.62	4.51
連結自己資本利益率	%	4.38	3.16	1.49	2.07	2.62
連結株価収益率	倍	5.99	6.01	11.98	9.07	6.42
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	26	44,927	△647	143,439	△4,192
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△11,718	△3,486	△12,460	△1,667	10,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△3,603	△600	△607	△736	△592
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	63,739	104,580	90,865	231,901	237,742
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	860 〔484〕	875 〔488〕	878 〔479〕	856 〔481〕	838 〔453〕

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第116期	第117期	第118期	第119期	第120期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	20,944	22,150	22,591	21,774	20,872
経常利益	百万円	4,740	3,842	2,587	2,512	2,542
当期純利益	百万円	3,519	2,532	1,131	1,550	2,027
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	9,671	9,671	9,671	9,671	9,671
純資産額	百万円	81,871	80,906	73,028	78,730	76,440
総資産額	百万円	1,481,924	1,545,741	1,537,873	1,707,601	1,700,411
預金残高	百万円	1,300,677	1,306,647	1,322,569	1,425,165	1,405,150
貸出金残高	百万円	1,026,039	1,050,212	1,060,135	1,081,607	1,086,406
有価証券残高	百万円	357,428	353,406	346,379	360,379	333,883
1株当たり純資産額	円	8,615.00	8,509.27	7,662.40	8,345.68	8,072.77
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	円 (円)	27.50 (2.50)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)
1株当たり当期純利 益	円	371.29	266.97	119.04	163.69	214.89
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	368.52	264.69	117.91	161.69	212.20
自己資本比率	%	5.51	5.22	4.73	4.59	4.48
自己資本利益率	%	4.34	3.11	1.47	2.04	2.62
株価収益率	倍	6.05	6.12	12.15	9.19	6.47
配当性向	%	13.46	18.72	42.00	30.54	23.26
従業員数 〔外、平均臨時従業 員数〕	人	850 〔483〕	864 〔488〕	866 〔479〕	843 〔481〕	827 〔453〕
株主総利回り (比較指標: 配当込 みTOPIX(東証株価指 数))	%	104.07 (115.86)	78.55 (110.03)	72.26 (99.57)	77.14 (141.52)	74.25 (144.33)
最高株価	円	2,656 (262)	2,435	1,889	1,650	1,620
最低株価	円	2,200 (215)	1,616	990	1,172	1,245

- (注) 1. 第120期(2022年3月)中間配当についての取締役会決議は2021年11月12日に行いました。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第116期(2018年3月)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。第116期の1株当たり配当額27.50円は、中間配当額2.50円と期末配当額25.00円の合計となり、中間配当額2.50円は株式併合前の配当額、期末配当額25.00円は株式併合後の配当額となります。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
6. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。第116期の株価については当該株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1942年3月10日	大光無尽株式会社設立（北越産業無尽株式会社と株式会社国民無尽商會が合併）
1951年10月20日	株式会社大光相互銀行に商号変更（相互銀行法の施行に伴い相互銀行の営業免許を受ける）
1963年4月15日	新潟証券取引所に上場
1974年4月4日	東京証券取引所市場第二部に上場
1975年11月10日	東京証券取引所市場第一部銘柄の指定を受ける
1980年3月28日	東京証券取引所及び新潟証券取引所の上場廃止
1983年1月31日	国債証券等の売買並びに募集及び売出しの取扱業務の認可を受ける
1985年9月17日	株式会社関東データセンター（コンピュータ共同利用会社）に加盟
1986年2月25日	株式会社大光ビジネスサービス設立
1989年8月1日	普通銀行へ転換、株式会社大光銀行に商号変更
1990年1月17日	社団法人日本証券業協会店頭銘柄の登録承認を受ける
1990年6月29日	大光ミリオンカード株式会社設立
1993年9月17日	海外コルレス業務の認可を受ける
1995年4月4日	大光ジェーシービー株式会社設立
2000年11月22日	第三者割当増資実施により資本金100億円
2001年5月14日	新潟中央銀行の営業を一部譲り受ける
2002年1月15日	大光ミリオンカード株式会社がたいこうカード株式会社に商号変更
2002年4月1日	たいこうカード株式会社と大光ジェーシービー株式会社が合併し、商号をたいこうカード株式会社とする
2003年8月8日	株式会社中央リースが大光リース株式会社に商号変更
2004年12月13日	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年1月4日	基幹系システムのアウトソーシング先を株式会社関東データセンターから、日本ユニシス株式会社に移行
2006年9月25日	日本ユニシス株式会社のアウトソーシング先である、株式会社東北バンキングシステムズの株式を取得
2008年2月25日	東京証券取引所市場第二部に上場
2008年4月8日	ジャスダック証券取引所の株式上場を廃止
2011年2月1日	東京証券取引所市場第一部銘柄の指定を受ける
2014年1月4日	基幹系システムを株式会社日立製作所の地域金融機関向け共同利用サービス「NEXTBASE」へ移行
2014年3月10日	株式会社大光ビジネスサービスを清算
2014年6月27日	株式会社東北バンキングシステムズ株式を売却
2018年10月31日	新本店完成
2022年4月4日	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行（株式会社大光銀行）、連結子会社1社及び関連会社1社（持分法適用会社）で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業内容及び当行と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店等において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っており、当行グループの中心業務と位置づけております。

〔クレジットカード業務〕

連結子会社のたいこうカード株式会社においてクレジットカード業務を行っております。

〔リース業務〕

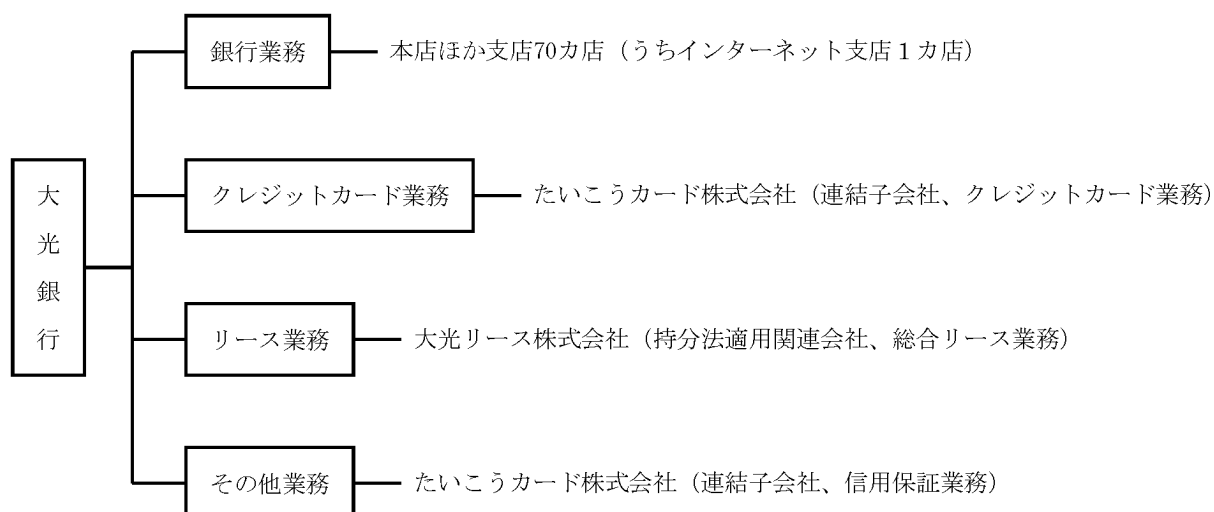
持分法適用関連会社の大光リース株式会社において総合リース業務を行っております。

〔その他業務〕

連結子会社のたいこうカード株式会社において信用保証業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（事業系統図）



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	間接所有している 子会社 (%)	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
たいこうカード 株式会社 (注5)	新潟県 長岡市	35	クレジット カード業務	45.1 (一) [一]	—	2 (2)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	間接所有している 子会社 (%)	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
大光リース 株式会社	新潟県 長岡市	270	リース業務	39.5 (34.5) [一]	たいこうカード 株式会社 34.5	2 (2)	—	リース取引関係 金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 議決権の所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2022年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	827 [453]	11 [一]	838 [453]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
827 [453]	42.3	17.8	5,474

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行から社外への出向者を除く)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合には、大光銀行労働組合があります。
2022年3月31日現在の組合員数は、779人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文は、グループ中核企業である株式会社大光銀行の経営方針等について記載しております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものであります。

(1) 経営方針

当行は、「経営理念」である次の3項目を経営の基本方針とし、地域密着とお客さまのニーズに沿った金融サービスの提供に努めております。

- ① お客様に信頼され、親しまれる銀行として地域社会の繁栄に奉仕する。
- ② 健全経営に徹し、強固な経営体質を築き、安定した発展を持続する。
- ③ 優れた人材の育成に力を注ぎ、清新はつらつとした行風を確立する。

今後とも、経営体質の一層の強化を図るとともに経営の透明性を高め、地域社会に真に期待され、信頼される銀行を目指してまいります。

(2) 経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

① 経営環境に関する認識

当行は、新潟県を主要な営業基盤とし、本店ほか支店（新潟県62カ店（本店含む）、群馬県1カ店、埼玉県5カ店、東京都1カ店、神奈川県1カ店、インターネット支店1カ店）、ローンスクエア（新潟県内に6カ所）において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

当行の強みは「親しみやすさ」とであると認識しております。相互銀行時代からお客さまのもとへ足繁く通うことで、お客さまの懐に深く入り込み、同じ目線で真摯に向き合い、ニーズを的確にくみ取り応えていくというスタイルで営業を行ってまいりました。これが「親しみやすさ」として評価をいただいているものと考えております。

当行を含め地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、超低金利環境の長期化や業種を超えた競合の激化など、一段と厳しさを増しております。また、新型コロナウイルス感染症により地域社会・経済が深刻な影響を受けるなか、地域金融機関は金融仲介業から総合サービス業への転換が求められております。

② 長期ビジョン

当行は2015年3月、将来を見据えた長期戦略方針として「長期ビジョン」を策定しております。当行の長期ビジョンは、地域社会・経済の活性化に貢献することで、地域から愛され、真に必要とされる銀行を目指すことを基本精神としております。

策定から7年を経た現在、策定時に抱いた危機感や使命感に大きな隔たりは生じていないものの、コロナを契機とした新たな日常への移行のほか、サステナビリティを巡る課題に対する要請・関心の高まり、新潟県内地方銀行の経営統合など、当行を取り巻く環境は変化を続けており、これらの課題に対し、使命感を持って適切に対応していく必要があると考えております。2021年3月には長期ビジョンを一部見直し、持続可能な社会の実現に貢献していくことを明確化いたしました。

当行はこれからも、長期ビジョンの基本精神を貫き、その実現に向けた変革を続けてまいります。

〔長期ビジョン〕

存在意義	新潟県経済の底上げ・成長のけん引役となる、中小企業・個人のお客さまに深く入り込み、課題解決のサポートにより地域の活性化、持続可能な社会の実現に貢献する ・取引先企業を深く理解し、必要な時に必要な支援を行い、事業の成長、ひいては地域産業の活性化を促進する ・個人のお客さまの悩みや課題そのものの解決を図ることで安心・安全を提供する
お客さまへの提供価値	地域に親しまれる銀行として、お客さまのニーズに沿った金融商品・サービスを安定的に提供する
	地域の持続的な成長を実現するために、異業種との幅広い連携を通じて、非金融サービスを提供する ・事業や生活支援に必要な全ての機能・サービスを異業種も含めた幅広い連携を通じて提供する
目指す姿	地域社会・経済の活性化に責任を持ち、お客さまの成長をサポートすることで、「もっと、親しまれる銀行」

- ③ 第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」(2021年度～2023年度)
2021年4月より、3年間の第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」を推進しております。

ア. 経営ビジョン

地域社会・経済の活性化に責任を持ち、お客さまの成長をサポートすることで
「もっと、親しまれる銀行」へ

このビジョンは、2015年に策定した長期ビジョンにおける10年後(2024年度)に目指す姿であります。

第12次中期経営計画は、長期ビジョンの達成に向けた最後の中期経営計画であり、経営ビジョンに長期ビジョンの目指す姿を据えることで、その実現に向けた動きを加速させてまいります。

当行の強みについて、第12次中期経営計画の策定に先立って2020年9月に実施したお客さまアンケートでは、「当行との取引継続の理由」として、85%ものお客さまより「親しみやすさ」とお答えいただいております。地域の身近な存在として中小企業・個人のお客さまに深く入り込み、親身に対応することで、これまで以上に地域密着を促進してまいります。

併せて、中長期的な観点から、コロナを契機とした新たな日常への変革に適切に対応していくほか、社会とともに歩む良き企業市民として、社会・環境問題(いわゆるESG要素)をはじめサステナビリティを巡る課題に責任を持って取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

イ. 目標とする経営指標

本計画の目標計数は次のとおりであり、いずれも当行単体での目標計数であります。

(ア) 経営指標

経営の持続可能性を高める観点から、客観的に合理性のある指標として、日本銀行「地域金融強化のための特別当座預金制度」(以下、本項目において「同制度」といいます)におけるOHR要件の達成値を最重要目標に設定しております。

同制度の最終年度となる2022年度の目標および2021年度の実績は次のとおりであります。

目標項目	2022年度目標	2021年度実績
連結業務粗利益OHR	76.51%以下	71.31%

(注) 1. 当行の連結業務粗利益OHR(日銀基準)の2019年度実績値は79.87%であります。

2. 2022年度目標は、同制度におけるOHR要件(2019年度比△4%)を同制度の最終年度において当行が達成するための達成値であります。

3. 2021年度実績は、同制度の2年目におけるOHR要件(2019年度比△3%)を達成しております。

このほか、経営指標の目標項目として、「収益・利益」、「成長性」、「健全性」の観点から4つの目標計数を設定しております。

最終年度となる2023年度の目標および2021年度の実績は次のとおりであります。

目標項目	最終年度(2023年度)目標	2021年度実績
コア業務純益(投信解約益除く)	25億円以上 (2020年度比+25%以上)	33億15百万円
当期純利益	13億円以上 (3年間每期10億円以上)	20億27百万円
中小企業等向け貸出金平残(※)	2020年度比+10%以上	8,034億円 (2020年度比+2.7%)
自己資本比率	8%程度	9.00%

(注) 中小企業等向け貸出金平残＝中小企業向け貸出金平残＋個人向け貸出金平残
中小企業向け貸出金は、運用目的の貸出金を除く

(イ) 持続可能な社会の実現に向けた地域活性化への貢献目標

地域金融機関として、10年先、20年先の未来に亘って地域社会・経済の活性化に責任を持ち、地域やお客さまからの期待に対し適切に応えていくための目標として、5つの目標計数を設定しております。

最終年度である2023年度の目標および2021年度の実績は次のとおりであります。

目標項目		最終年度（2023年度） 目標	2021年度実績
当行がメインバンクとして取引いただいている企業のうち、経営指標（売上・当期純利益）の改善がみられた先数		2,000先	1,793先
当行が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数		1,190先	1,093先
全取引先数と地域の取引先数	新潟県内	11,700先	11,401先
	新潟県外	2,200先	2,327先
事業承継支援先数（M&A支援先数を含む）		750先	524先
中小企業向け融資や本業支援を主に担当している従業員数、および全従業員に占める割合		292人 (24.0%)	257人 (21.2%)

ウ. 基本戦略

本計画では、目指す姿（経営ビジョン、目標とする経営指標）の実現に向け、「持続可能な社会の実現への貢献」を基本に4つの改革を実践してまいります。

改革1 収益構造・コスト改革

改革2「ソリューション改革」、改革3「業務運営改革」、改革4「組織・人材改革」の成果として位置付けております。

経営の持続可能性を高めるため、第12次中計期間における最重要目標として、日本銀行「特別当座預金制度」に定める連結業務粗利益OHRの目標を達成し、本業における収益力の向上を図ることとしております。

そのために、事業者に向けたコンサルティング機能を強化し、ソリューション提供等による手数料収入を増強するほか、大光銀行SBI共同店舗開設により、従来以上に幅広い顧客層のニーズに対応し、安定的な収益への成長を目指しております。また、費用対効果を的確に見極め、コストに見合った投資を行うほか、コストマネジメントの強化により、ムダを徹底的に排除したローコスト経営を実践しております。

改革2 ソリューション改革

当面の重要課題として、コロナ禍で厳しい状況にある事業者に対し親身に寄り添い、積極的に金融仲介機能を発揮し、資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等を強力に推進しております。

また、多様化するお客さまのニーズに的確にお応えできるよう、営業部門の増強により現場レベルでの1対1の勝負に負けない仕組みを構築し、提案力と質の高いソリューションの提供を行っております。

2021年度においては、2021年6月、営業部門の強化による顧客提供価値の向上や本部・営業店の一体化の促進を目的に本部組織を改正し、営業本部およびその傘下に営業戦略部などを新設いたしました。

〔重点施策〕

- コロナ禍における事業者に対する金融仲介機能の発揮、経営改善・事業再生支援等の一段の強化
- 「お客さま本位のソリューション営業」の一段の強化
- 顧客提供価値の向上に向けた営業部門の増強、組織の改正
- 提案力の向上に向けたお客さまとのリレーション強化ツールの導入

改革3 業務運営改革

営業戦略のPDCAを組織的かつ的確に実践し、営業部門におけるリソースを適正に配分していくとともに、収益・コスト・リスクのそれぞれについて、管理態勢の強化を図ることとしております。

営業態勢の一段の強化を目的に、人材等のリソースをコンサルティング機能の強化に資する領域に再配分するため、業務改革（BPR）を発展的に促進するほか、店舗政策を進め、店舗機能・ネットワークの最適化を図っております。

2021年度においては、本部組織の改正として、2021年6月、リスク管理態勢の強化を目的にリスク統括部を新設したほか、2022年1月には、コスト削減を業務改革（BPR）やデジタル化と一体で強力に推進するため、本部のコスト削減特命チームをコスト削減・業務改革特命チームに改称し機能を強化いたしました。また、店舗内店舗方式による営業拠点の集約を進め、2021年度はサテライト店4カ店（平和台支店、山ノ下支店、中沢支店、新津西支店）を近隣の母店内に移転いたしました。

〔重点施策〕

- 営業戦略のPDCAの実践
- 地域特性、市場展望等に応じた店舗機能・ネットワークの見直し
- 業務改革（BPR）の進化
- 収益管理態勢、リスク管理態勢の強化
- コストマネジメントの強化

改革4 組織・人材改革

従業員が当行で働くことに満足し、誇りと高いモチベーションを持って業務に取り組んでいくための環境づくりを行っております。

また、多様な人材を活かし生産性を高める仕組み（ダイバーシティ・マネジメント）を推進しております。

〔重点施策〕

- モチベーションの高まる評価体系への見直し
- 営業担当者の育成強化
- ダイバーシティへの取り組み強化

基本 持続可能な社会の実現への貢献

当行は、地域に根差した金融機関として、地域社会の課題の解決に取り組み、地域とともに持続的に成長していくことを目指しており、持続可能な社会の実現への貢献は当行の存在意義そのものであります。

第12次中期経営計画では、持続可能な社会の実現への貢献を全ての戦略の基本に据え、地域社会の課題解決に向け、グループ役職員全員が積極的に取り組んでおります。

〔重点施策〕

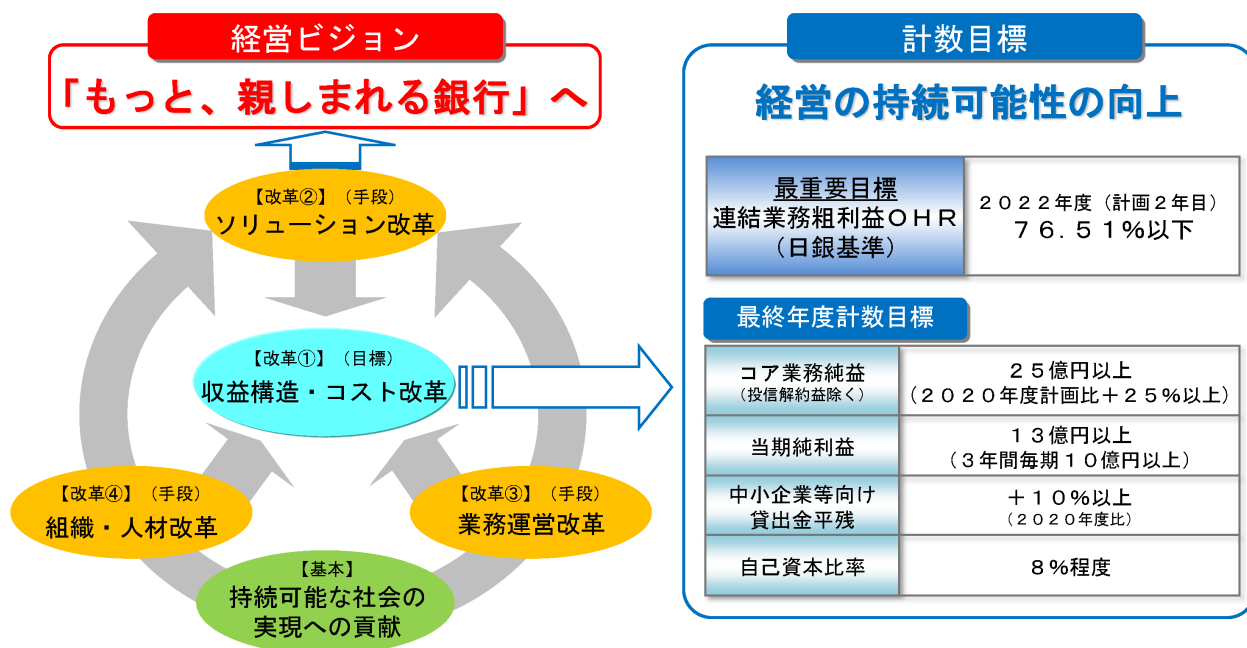
- SDGsの推進強化に向けた本部組織の改正
- SDGsへのグループ役職員全員による主体的な実践

第12次中期経営計画〔2021年4月▶2024年3月〕

Change for the Future

～ 未来志向の究極のChange ～

長期ビジョンの実現に向けたFinal Stageとして、また、次の10年につなげるStageとして、未来志向でこれまでより大きくChangeし、さらに「強い大光」を築く。



(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、超低金利環境の長期化や業種を超えた競合の激化など、一段と厳しさを増しております。また、新型コロナウイルス感染症により地域社会・経済が深刻な影響を受けるなか、地域金融機関は金融仲介業から総合サービス業への転換が求められております。

こうした諸課題に対処し、当行が地域金融機関として持続的に存在価値を高めていくためには、10年先、20年先の未来に亘って地域社会・経済の活性化に責任を持ち、地域やお客さまからの期待に対し、適切に応えていかなければならないと考えております。

このような考え方のもとで、当行は、2022年度に2年目を迎える第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」を着実に実践し、長期ビジョンの実現に向けたファイナルステージとして、また、次の10年につなげるステージとして、4つの改革（収益構造・コスト改革、ソリューション改革、業務運営改革、組織・人材改革）を成し遂げ、強固な経営体質を築き上げてまいります。

2022年5月には、SBIグループと戦略的資本業務提携に関する合意書を締結いたしました。これによりオープン・イノベーションを促進し、地元企業の生産性向上と地域のお客さまの資産形成をこれまで以上に強力に支援することにより、地方創生および持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会計の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 信用リスク

① 不良債権

当行グループでは、厳格な自己査定に基づく不良債権処理の徹底と、適切な大口与信先の管理、融資先への積極的な経営改善支援活動に努めておりますが、今後の国内景気や地域経済の動向、融資先の経営状況等が変動した場合、又は、予期せぬ自然災害等により経済活動が制限された場合、不良債権及び与信費用が増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本が減少する可能性があります。

② 貸倒引当金

当行グループでは、融資先の状況、担保の価値や経済状況を前提とした予想損失率を算定し、貸倒引当金を計上しており、その十分性を確保すべく、検証・見直しを実施しています。しかしながら、前提を上回る著しい経済状況の悪化や担保価格の大幅な下落等により、実際の貸倒れが想定を上回った場合、貸倒引当金の積増しを行わざるを得なくなり、その結果、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

③ 地域経済の動向等の影響

当行グループは、地元である新潟県を主たる営業基盤として考え、貸出金の増強に注力しております。貸出金に占める地元融資先に対する融資比率は約7割となっており、貸出金の動向は地元経済の影響を受ける可能性があります。

また、従来から中小企業を主体とした事業性貸出、個人向けローンの増強に取り組んでおり、当行グループの業績は中小企業倒産や個人破産等の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

① 市場業務に係るリスク

当行グループは、市場業務として債券、投資信託等の相場変動を伴う金融商品に対して投資活動を行っており、かかる活動に伴うリスクに晒されております。

主要なリスクとして、市場金利、株価、為替レート等の相場の変動が挙げられます。例えば、国内金利が大幅に上昇した場合には、当行グループの債券ポートフォリオの価値が減少することによって、評価損や実現損失が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

当行グループでは、市場管理部門がVaRによるリスク量等を計測し、リスク量の推移や経営体力との対比により健全性を検証した上で、毎月ALM委員会に報告しております。市況が大幅に変動した場合には、臨時ALM委員会を開催し、シミュレーション等により対応を協議しております。

② 保有株式に係るリスク

当行グループは、政策投資目的で市場性のある株式を保有しています。

国内外の経済情勢や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が大幅に下落した場合には、当行グループが保有する株式に評価損や実現損失が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

ただし、株式の保有は自己資本の水準と比較すると限定的であり、銘柄分散も図られております。

(3) 流動性リスク

① 資金繰りリスク

市場環境が大きく変化した場合や当行グループの信用状態が悪化した場合には、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化し、通常取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、想定を上回る預金流出が発生し、資金繰り運営に支障が生じる可能性があります。

安定した資金繰りを図るため、流動性資産の保有額等に基準を設定するとともに、資金繰り管理部門が常時その把握・管理を行っております。また、流動性危機時における対応策を規程によって定め、危機管理体制を確立しております。

② 市場流動性リスク

内外経済情勢の変化や金融市場が混乱した場合には、市場流動性が著しく低下し、有価証券等の保有資産の価値が下落する可能性があります。また、金融商品の売買において、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る可能性もあります。

当行グループでは、市場流動性の低下に備えるため、経済や市場等の外部環境の情報を収集・分析するとともに、市場流動性リスクの観点から設定されたポジション枠等の限度枠について、遵守状況や使用状況をモニタリングしております。

(4) 事務リスク

当行グループは、役職員等が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る可能性があり、この場合、当行グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

この事務リスクを適切に管理するため、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を制定の上、厳格な事務処理を行うための事務処理の詳細手続きを定めた「事務処理手続きに関する事務処理規程等」を制定・整備するとともに、行員の事務レベル向上策として、各種の教育・研修や事務処理規程行内検定試験等を実施しております。また、内部牽制のため、毎月の店内検査及び監査部による定期的な内部監査を実施しております。

さらに、発生した事務事故については、発生状況を定期的に把握の上、内容・発生原因等を総合的に分析し、再発防止策並びにリスク軽減策を策定・実施しており、内部不正が発生した場合についても、都度、内容・発生原因等を徹底分析し、再発防止策を策定・実施し、再発の絶無を期しております。

(5) 金融犯罪、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備に伴うリスク

当行グループは、金融犯罪やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の発生防止策に関する管理態勢が不十分となり、想定範囲を超える金融犯罪が発生した場合、その対策に伴うコストや制裁金の発生、また、当行グループの風評が悪化すること等により、当行グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクを適切に管理するため、当行グループでは、「マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止方針」「マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止規程」を制定の上、マネー・ローンダリング対策室を設置するとともに、営業・管理・監査の各部門が担う役割を明確にし、組織的に対策を進めております。

営業部門は、マネロン等のリスクに最初に直面する重要な役割を担うため、別途制定した「顧客受入に関する実務マニュアル」に基づく適切な顧客管理を行い、取引のリスクに応じた事務取扱を遂行しており、本部管理部門は、研修等により営業部門の理解促進を支援するほか、不審な取引に見られる傾向をもとにリスクの高い取引を検知するモニタリングを実施するなど、不適切な取引の未然防止・早期発見に努めております。さらに、内部監査部門では、マネロン等防止対策の適切性を確保するため、独立した立場から定期的に検証を行っております。

(6) システムリスク

当行グループは、コンピュータシステムの品質不良や人為的ミスの他、サイバー攻撃や自然災害等の外的要因により、コンピュータシステム等に障害が発生する可能性があります。障害の規模によっては当行グループの業務運営や業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

このシステムリスクを適切に管理するため、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」「サイバー攻撃対策マニュアル」等を制定の上、業務上重要である基幹系システムについては、コンピュータや回線、電気設備等の二重化、予備機の設置、コンピュータセンターの被災に備えたバックアップセンターの設置等の対策を講じるとともに、障害時やサイバー攻撃時の対応手順の整備、障害を想定した実効性のある訓練等を実施しております。

(7) 自己資本比率

当行グループは、海外営業拠点を有していないため、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、監督当局より業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行グループの自己資本比率は、当行グループの業績の悪化や、本項「事業等のリスク」に記載する様々な要因により低下する可能性があります。

(8) 繰延税金資産

当行グループでは、繰延税金資産について、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定に基づき将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積り計上しておりますが、今後多額の不良債権処理が発生した場合や税制関連の法令改正がなされた場合など実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(9) 退職給付債務

当行グループの年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、または予定退職給付債務を計算する前提となる割引率等の数値計算上の前提・仮定に変更があった場合等には退職給付費用及び債務が増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行グループでは、確定拠出年金制度の導入等により安定した制度運用を行っております。

(10) 固定資産の減損会計に関するリスク

当行グループは、保有する固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当行グループでは、営業力の強化や業務改革（BPR）による経費削減等により、収益力の向上に努めておりますが、今後、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) コンプライアンスリスク

当行グループは、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築に努めておりますが、役職員が法令等に違反するような事態が生じた場合には当行グループに対する信用を失うこととなり、当行グループの業績や事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報漏洩のリスク

当行グループでは、個人情報保護法等に対応し、情報漏洩防止のため各種の安全管理措置を講じるとともに、厳格な内部監査の実施等により管理には十分留意しており、現在まで情報流出による問題は発生しておりません。また、今後も情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えておりますが、何らかの不測の原因により流出した場合には当行グループに対する信用を失うこととなり、当行グループの事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 格付低下のリスク

当行は、格付機関より格付を取得しております。今後、当行の収益力や資産の質などの低下により格付が引き下げられた場合、当行の資金調達等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 災害等の発生に関するリスク

当行グループは、地震を始めとする自然災害、停電、原発事故、新型インフルエンザ等の感染症などの災害等が発生しても業務の運営に支障のないよう、業務継続計画（BCP）を定め、対策に努めておりますが、予想を超える大きな災害等が発生した場合は、設備・システム等の損傷、業務運営上十分な人員を確保できないなどの要因により業務の全部又は一部が停止するおそれがあるほか、被害が生じた取引先の経営状況悪化により与信関係費用が増加するなど、当行グループの業務運営あるいは業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 風評リスク

当行グループは、適時適切な情報開示等による透明性の確保のほか、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等の確認を通じてリスク顕在化の未然防止に努めておりますが、当行グループや金融業界に関する悪評や風説・風評の流布が発生した場合、それが事実であるか否かにかかわらず、当行グループの評価・評判が低下し、当行グループの業績や当行の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響額については軽微であります。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

当連結会計年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半においては、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、全体としては持ち直しの動きが続いたものの、生産の一部や個人消費に弱い動きがみられました。年度後半においては、個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、厳しい状況が徐々に緩和されるなかで、全体としては持ち直しの動きがみられましたが、本年に入り、まん延防止等重点措置の影響により、個人消費の持ち直しに足踏みがみられるなど、年度末にかけて一部に弱さがみられました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるなか、持ち直しの動きがみられたものの、輸出や生産の一部で弱い動きが続くなど、年度末にかけて持ち直しの動きは鈍化しました。

市場動向につきましては、前年度末に29千円台であった日経平均株価は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を受けつつも、自民党総裁選による新政権への期待から、一時、30千円台まで上昇しましたが、米国金融政策の早期利上げ観測やウクライナ情勢の緊迫化を受け、今年度末においては27千円台まで下落しました。前年度末に0.095%であった新発10年物国債利回りは、本年1月以降、資源価格をはじめとした商品価格が急騰し、世界的に高まる物価上昇圧力を背景に、今年度末においては0.220%まで上昇しました。

このような経済状況のもとで、当連結会計年度における当行グループの業績は次のとおりとなりました。

(財政状態)

当連結会計年度末における主要勘定の残高につきましては、以下のとおりであります。

預金等（預金＋譲渡性預金）は、法人預金及び個人預金が増加したことなどにより、前年同期比160億18百万円増加し、1兆4,439億73百万円（増加率1.1%）となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出が減少したものの、住宅ローンを中心に消費者ローンが増加したことなどにより、前年同期比47億86百万円増加し、1兆861億20百万円（増加率0.4%）となりました。

有価証券は、前年同期比264億98百万円減少し、3,341億66百万円（減少率7.3%）となりました。

純資産は、利益剰余金が増加したものの、その他有価証券評価差額金が減少したことなどにより、前年同期比22億33百万円減少し、774億46百万円（減少率2.8%）となりました。

(経営成績)

当行グループの経常収益は、資金運用収益や役務取引等収益は増加したものの、その他業務収益やその他経常収益が減少したことにより、前年同期比8億97百万円減少の212億20百万円となりました。経常費用は、営業経費やその他経常費用が減少したことなどにより、前年同期比9億33百万円減少の186億8百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年同期比36百万円増加の26億12百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益が増加したことなどにより、前年同期比4億71百万円増加の20億42百万円となりました。

(セグメントの状況)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

(キャッシュ・フローの状況)

当行グループの営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び債券貸借取引受入担保金の減少などにより41億92百万円の流出（前年同期は1,434億39百万円の流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却などにより106億26百万円の流入（前年同期は16億67百万円の流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金などにより5億92百万円の流出（前年同期比1億44百万円の流出減少）となりました。

これにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比58億41百万円増加し、2,377億42百万円となりました。

(自己資本比率)

当期末の連結自己資本比率（国内基準）は9.04%、単体自己資本比率（国内基準）は9.00%となりました。

いずれも規制値（4%）を大きく上回り、十分な水準を維持しております。

① 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門145億34百万円（合計に対する割合97.0%）、国際業務部門4億47百万円（合計に対する割合3.0%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門11億32百万円（合計に対する割合99.7%）、国際業務部門3百万円（合計に対する割合0.3%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	14,138	345	—	14,484
	当連結会計年度	14,534	447	—	14,981
うち資金運用収益	前連結会計年度	14,458	359	6	14,810
	当連結会計年度	14,777	456	6	15,227
うち資金調達費用	前連結会計年度	319	14	6	326
	当連結会計年度	242	9	6	246
役務取引等収支	前連結会計年度	798	1	—	800
	当連結会計年度	1,132	3	—	1,135
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,664	10	—	2,675
	当連結会計年度	3,034	12	—	3,047
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,866	8	—	1,875
	当連結会計年度	1,902	8	—	1,911
その他業務収支	前連結会計年度	214	19	—	233
	当連結会計年度	△462	26	—	△435
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,773	19	—	1,792
	当連結会計年度	1,132	26	—	1,159
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,558	—	—	1,558
	当連結会計年度	1,594	—	—	1,594

（注）1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額（△）」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円）を控除して表示しております。

② 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

ア. 国内業務部門

資金運用勘定の平均残高は、有価証券の増加を主因に増加し1兆4,532億11百万円となり、利回りは、前連結会計年度と比べて横這いの1.01%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金の増加を主因に増加し1兆6,377億9百万円となり、利回りは、預金利回りの低下を主因に低下し0.01%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(29,942) 1,423,150	(6) 14,458	1.01
	当連結会計年度	(36,984) 1,453,211	(6) 14,777	1.01
うち貸出金	前連結会計年度	1,060,856	11,194	1.05
	当連結会計年度	1,066,787	11,225	1.05
うち商品有価証券	前連結会計年度	6	—	—
	当連結会計年度	8	0	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	327,652	3,219	0.98
	当連結会計年度	345,410	3,305	0.95
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	54	0	0.00
	当連結会計年度	27	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	4,637	36	0.79
	当連結会計年度	3,992	239	6.00
資金調達勘定	前連結会計年度	1,513,403	319	0.02
	当連結会計年度	1,637,709	242	0.01
うち預金	前連結会計年度	1,372,246	312	0.02
	当連結会計年度	1,434,967	236	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	31,473	2	0.00
	当連結会計年度	23,895	1	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	48,956	4	0.00
	当連結会計年度	57,304	5	0.01
うち借入金	前連結会計年度	68,646	—	—
	当連結会計年度	129,411	—	—

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引であります。

2. 平均残高は、当行については日々の残高に基づいて算出しておりますが、連結子会社については半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度135,370百万円、当連結会計年度233,926百万円）を控除して表示しております。

4. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

イ．国際業務部門

資金運用勘定の平均残高は、有価証券の増加を主因に増加し387億99百万円となり、利回りは、有価証券利回りの上昇を主因に上昇し1.17%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、円投入額の増加を主因に増加し387億98百万円となり、利回りは、コールマネー利回りの低下を主因に低下し0.02%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	31,711	359	1.13
	当連結会計年度	38,799	456	1.17
うち貸出金	前連結会計年度	1,695	10	0.62
	当連結会計年度	1,430	9	0.67
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	27,804	302	1.08
	当連結会計年度	34,952	408	1.16
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(29,942) 31,713	(6) 14	0.04
	当連結会計年度	(36,984) 38,798	(6) 9	0.02
うち預金	前連結会計年度	992	1	0.15
	当連結会計年度	834	0	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	776	5	0.75
	当連結会計年度	972	3	0.32
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注） 1. 「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度2百万円、当連結会計年度1百万円）を控除して表示しております。

3. （ ）内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式により算出しております。

ウ. 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,454,861	29,942	1,424,919	14,817	6	14,810	1.03
	当連結会計年度	1,492,010	36,984	1,455,026	15,233	6	15,227	1.04
うち貸出金	前連結会計年度	1,062,551	—	1,062,551	11,205	—	11,205	1.05
	当連結会計年度	1,068,217	—	1,068,217	11,235	—	11,235	1.05
うち商品有価証券	前連結会計年度	6	—	6	—	—	—	—
	当連結会計年度	8	—	8	0	—	0	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	355,457	—	355,457	3,521	—	3,521	0.99
	当連結会計年度	380,362	—	380,362	3,713	—	3,713	0.97
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	54	—	54	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	27	—	27	0	—	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	4,637	—	4,637	36	—	36	0.79
	当連結会計年度	3,992	—	3,992	239	—	239	6.00
資金調達勘定	前連結会計年度	1,545,117	29,942	1,515,175	333	6	326	0.02
	当連結会計年度	1,676,507	36,984	1,639,523	252	6	246	0.01
うち預金	前連結会計年度	1,373,239	—	1,373,239	314	—	314	0.02
	当連結会計年度	1,435,801	—	1,435,801	236	—	236	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	31,473	—	31,473	2	—	2	0.00
	当連結会計年度	23,895	—	23,895	1	—	1	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	776	—	776	5	—	5	0.75
	当連結会計年度	972	—	972	3	—	3	0.32
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	48,956	—	48,956	4	—	4	0.00
	当連結会計年度	57,304	—	57,304	5	—	5	0.01
うち借入金	前連結会計年度	68,646	—	68,646	—	—	—	—
	当連結会計年度	129,411	—	129,411	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度135,373百万円、当連結会計年度233,927百万円)を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

③ 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務の増加などにより30億47百万円となりました。

また、役務取引等費用は、国内業務部門の増加を主因として19億11百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	2,664	10	—	2,675
	当連結会計年度	3,034	12	—	3,047
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	605	—	—	605
	当連結会計年度	791	—	—	791
うち為替業務	前連結会計年度	646	8	—	654
	当連結会計年度	595	10	—	605
うち証券関連業務	前連結会計年度	47	—	—	47
	当連結会計年度	29	—	—	29
うち代理業務	前連結会計年度	49	—	—	49
	当連結会計年度	46	—	—	46
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4	—	—	4
	当連結会計年度	5	—	—	5
うち保証業務	前連結会計年度	31	2	—	33
	当連結会計年度	34	2	—	36
うち投信・保険窓販業務	前連結会計年度	957	—	—	957
	当連結会計年度	1,001	—	—	1,001
役務取引等費用	前連結会計年度	1,866	8	—	1,875
	当連結会計年度	1,902	8	—	1,911
うち為替業務	前連結会計年度	119	8	—	127
	当連結会計年度	86	8	—	95

（注） 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

④ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	1,424,105	1,054	—	1,425,160
	当連結会計年度	1,404,471	674	—	1,405,145
うち流動性預金	前連結会計年度	704,502	—	—	704,502
	当連結会計年度	708,593	—	—	708,593
うち定期性預金	前連結会計年度	716,832	—	—	716,832
	当連結会計年度	693,521	—	—	693,521
うちその他	前連結会計年度	2,770	1,054	—	3,824
	当連結会計年度	2,355	674	—	3,029
譲渡性預金	前連結会計年度	2,793	—	—	2,793
	当連結会計年度	38,827	—	—	38,827
総合計	前連結会計年度	1,426,899	1,054	—	1,427,954
	当連結会計年度	1,443,299	674	—	1,443,973

（注） 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

⑤ 貸出金残高の状況

ア. 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,081,334	100.00	1,086,120	100.00
製造業	90,894	8.40	88,026	8.10
農業、林業	6,014	0.56	6,883	0.63
漁業	211	0.02	291	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	1,247	0.11	1,421	0.13
建設業	63,661	5.89	62,170	5.72
電気・ガス・熱供給・水道業	7,572	0.70	8,277	0.76
情報通信業	4,397	0.41	3,789	0.35
運輸業、郵便業	20,486	1.89	19,655	1.81
卸売業、小売業	73,312	6.78	73,505	6.77
金融業、保険業	86,491	8.00	82,527	7.60
不動産業、物品賃貸業	147,801	13.67	149,322	13.75
サービス業等	100,848	9.33	97,912	9.02
地方公共団体	137,964	12.76	139,601	12.85
その他	340,427	31.48	352,733	32.48

（注）海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

イ. 外国政府等向け債権残高

該当ありません。

⑥ 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	92,806	—	92,806
	当連結会計年度	63,748	—	63,748
地方債	前連結会計年度	47,857	—	47,857
	当連結会計年度	57,748	—	57,748
社債	前連結会計年度	89,765	—	89,765
	当連結会計年度	93,566	—	93,566
株式	前連結会計年度	8,474	—	8,474
	当連結会計年度	7,428	—	7,428
その他の証券	前連結会計年度	94,911	26,848	121,759
	当連結会計年度	78,238	33,436	111,674
合計	前連結会計年度	333,815	26,848	360,664
	当連結会計年度	300,729	33,436	334,166

（注） 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

ア. 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識等

2022年3月10日、当行は創立80周年を迎えました。これもひとえに、これまでお力添えをいただいた皆さま方のあたたかいご支援の賜物と感謝申し上げます。この節目に役職員一同、決意を新たに、これまで以上に質の高いサービスを提供していくことで、地域社会・経済の活性化に尽くすとともに、より信頼され、愛される銀行を目指してまいります。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであり、2021年度より開始した第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」に基づき、徹底的に地域に密着する姿勢を貫くことを基本に、お客さまによりご満足いただくための様々な施策を実施してまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化するなか、厳しい状況にある事業者に対し、資金繰り支援はもとより、個々の事業者の課題に応じた実効的な支援策を迅速かつ積極的に講じてまいりました。当行はこれからも、地域に根差した金融機関として金融仲介機能を発揮し、活力ある地域社会・経済の実現に向け、力強く支えてまいります。

このほかの取組みとして、昨年7月、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」に基づいて内閣府が推進する「先導的人材マッチング事業」の間接補助事業者に採択され、必要とする人材のマッチングを通じ、地域の中堅・中小企業の成長と生産性向上の実現をサポートしてまいりました。また、同月、事業者が抱える経営課題の解決に向けた支援の強化を目的に、新潟国際情報大学と包括連携協定を締結しました。持続可能な社会の実現に向けた取組みとして推進しているSDGs私募債につきましては、2021年度は28社のお取引先企業から発行いただき、自治体や教育機関などへの寄付額は151万円となりました。

個人のお客さまに対しましては、働く世代を中心とする長期投資のニーズの高まりを受け、昨年10月より、対面とオンラインを融合させたハイブリッド型の投資一任サービス「たいこうNavi」の提供を開始いたしました。また、昨年11月には、高齢化の進展に伴う資産管理ニーズにお応えするため、外部専門家と提携し、「民事信託サービス」の取扱いを開始しました。

組織面では、昨年6月、第12次中期経営計画の重点施策の一つとして、営業部門の強化による顧客提供価値の向上や本部・営業店の一体化の促進、リスク管理態勢の強化などを目的に本部組織を改正し、営業本部及びその傘下の営業戦略部のほか、リスク統括部などを新設しました。

店舗面では、昨年7月に東京支店を同じ豊島区池袋の近隣ビルに移転しました。また、人的資源の創出とコンサルティング機能の強化に資する領域への再配分を目的に、店舗内店舗方式による営業拠点の集約を進め、2021年度はサテライト店4カ店（平和台支店、山ノ下支店、中沢支店、新津西支店）を近隣の母店内に移転しました。

他業態とのアライアンス（業務提携）として、多様化・高度化する資産運用ニーズに対応し、対面営業の高付加価値化と商品ラインアップの拡充を図るため、昨年5月、SBIマネープラザ株式会社との共同店舗「大光銀行SBIマネープラザ」を開設し、同時に、株式会社SBI証券と金融商品仲介サービスでの業務提携を開始しました。当行の経営基盤の強化につながるアライアンスにつきましては、今後も積極的に進めてまいります。

東京証券取引所の市場再編に伴う新市場区分の選択につきまして、当行はスタンダード市場への移行を選択し、本年4月4日より同市場に移行しました。日本国内のみで活動し、地域密着を徹底する当行にとり、スタンダード市場が最適と判断したものであり、ご理解いただくとともに、引き続きのご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

当連結会計年度の経営成績等につきまして、この1年を顧みますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化するなかで、厳しい状況にあるお客さまに親身に寄り添い、それぞれのお客さまの課題に応じた適切な支援策を迅速かつ積極的に講じてまいりました。本業のコア業務純益を大きく増加させることができましたのは、こうした取組みの成果に加え、これまでの経営基盤強化の取組みが実を結びつつあると捉えており、80周年の節目の決算として、一定の評価をいただけるのではないかと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の長期化で厳しい状況にあるお取引先が増えてきており、また新たに地政学リスクが顕在化しているなか、先行き不透明感が増しております。引き続き取引先支援に全力で取り組み、地域の皆さまとともにこの難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

イ. 経営成績等に重要な影響を与える要因

当行グループは、本店が所在する新潟県を主たる営業基盤としており、これらの地域で中小企業を中心とした事業者向け貸出、個人向け貸出の推進などを行っております。このため、新潟県経済が低迷した場合には取引先の業況悪化などを通じ貸出資産の劣化と資金収益力の低下要因となります。

与信関係費用につきましては、取引先の経営改善や事業再生に積極的に取り組んでいることに加え、厳格な自己査定を実施し、実態に即し償却・引当処理を適正に実施しております。今後につきましても、債務者の経営実態及び信用力変化の把握により、適切に与信管理を行ってまいります。

このほか、当行グループを取り巻く経営環境は、競争が厳しく、利鞘の縮小が収益性の悪化を招く要因となります。また、経済・市場環境が変化するなかで、株式などの保有有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当行グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び債券貸借取引受入担保金の減少などにより41億92百万円の流出（前年同期は1,434億39百万円の流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却などにより106億26百万円の流入（前年同期は16億67百万円の流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金などにより5億92百万円の流出（前年同期比1億44百万円の流出減少）となりました。

これにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比58億41百万円増加し、2,377億42百万円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性については次のとおりであります。

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に本店ほか支店が立地する地域のお客さまから預入れいただいた預金を貸出金や有価証券で運用しております。

固定資産の取得等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2022年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	9.04
2. 連結における自己資本の額	728
3. リスク・アセットの額	8,057
4. 連結総所要自己資本額	322

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2022年3月31日
1. 自己資本比率（2/3）	9.00
2. 単体における自己資本の額	723
3. リスク・アセットの額	8,035
4. 単体総所要自己資本額	321

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2021年3月31日	2022年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	32	30
危険債権	149	210
要管理債権	1	2
正常債権	10,787	10,774

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行グループでは銀行業（当行）において、お客様の利便性向上と、より一層の金融サービスの提供を目的とした店舗の改修及び事務機器の新設・更新などを行い、当連結会計年度の設備投資額は446百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2022年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	本店	新潟県長岡市	銀行業	店舗	3,444.04	1,725	2,610	145	184	4,666	183
	—	神田支店 ほか10店	新潟県長岡市	〃	〃	(1,736.90) 8,558.47	644	190	34	4	872	63
	—	新潟支店 ほか22店	新潟県新潟市 中央区ほか	〃	〃	(2,988.60) 16,906.94	2,943	714	101	32	3,791	207
	—	五泉支店 ほか1店	新潟県五泉市	〃	〃	2,147.07	119	20	6	—	147	16
	—	水原支店 ほか1店	新潟県阿賀野 市	〃	〃	(430.26) 1,602.56	55	23	7	2	87	19
	—	津川支店	新潟県東蒲原 郡阿賀町	〃	〃	760.26	20	4	3	—	28	5
	—	新発田支 店ほか1 店	新潟県新発田 市	〃	〃	(689.31) 1,483.76	147	385	22	1	556	24
	—	中条支店	新潟県胎内市	〃	〃	476.92	31	8	2	—	41	9
	—	村上支店	新潟県村上市	〃	〃	747.85	58	10	2	—	71	9
	—	三条支店 ほか1店	新潟県三条市	〃	〃	1,999.14	259	117	8	0	386	27
	—	燕支店ほ か1店	新潟県燕市	〃	〃	1,575.88	151	25	6	2	186	23
	—	見附支店	新潟県見附市	〃	〃	1,030.83	122	87	2	2	215	12
	—	加茂支店	新潟県加茂市	〃	〃	520.12	80	10	2	—	93	7
	—	十日町支 店ほか1 店	新潟県十日町 市	〃	〃	1,569.43	87	21	8	1	119	17
	—	六日町支 店	新潟県南魚沼 市	〃	〃	786.45	60	12	2	3	79	10
	—	小出支店	新潟県魚沼市	〃	〃	406.41	41	17	2	3	65	11
	—	小千谷支 店	新潟県小千谷 市	〃	〃	494.58	78	72	3	5	160	11
	—	柏崎支店 ほか1店	新潟県柏崎市	〃	〃	2,215.49	202	136	6	—	345	18
	—	高田支店 ほか1店	新潟県上越市	〃	〃	(309.27) 1,674.10	209	256	9	2	476	25
	—	糸魚川支 店	新潟県糸魚川 市	〃	〃	477.03	5	0	2	—	7	9
	—	両津支店 ほか1店	新潟県佐渡市	〃	〃	(153.19) 1,094.71	117	17	6	—	141	14
	—	前橋支店	群馬県前橋市	〃	〃	1,178.92	227	14	2	1	246	12

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	川口支店	埼玉県川口市	銀行業	店舗	1,246.06	586	155	3	—	745	24
	—	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区	〃	〃	1,143.55	635	20	5	1	662	14
	—	上尾支店	埼玉県上尾市	〃	〃	538.84	165	11	0	—	177	9
	—	桶川支店	埼玉県桶川市	〃	〃	595.00	49	1	1	—	51	10
	—	鴻巣支店	埼玉県鴻巣市	〃	〃	546.37	29	0	0	—	30	10
	—	東京支店	東京都豊島区	〃	〃	—	—	20	14	4	38	17
	—	横浜支店	神奈川県横浜市中区	〃	〃	—	—	6	1	—	7	12
	—	小計		—	—	(6,307.53) 55,220.78	8,858	4,972	416	253	14,501	827
	—	社宅・寮	新潟県長岡市ほか	銀行業	社宅・寮	5,653.00	906	170	0	—	1,078	—
	—	その他の施設	新潟県長岡市ほか	〃	厚生施設、書庫	27,048.44	502	6	0	—	509	—
		小計		—	—	32,701.44	1,409	177	0	—	1,587	—
		合計		—	—	(6,307.53) 87,922.22	10,267	5,150	417	253	16,088	827

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め38百万円であります。
3. 動産は、事務機械131百万円、その他285百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、売却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

該当ありません。

(2) 売却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,671,400	9,671,400	東京証券取引所 市場第一部（事業年度末現在） スタンダード市場（提出日現在）	単元株式数 100株
計	9,671,400	9,671,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

2013年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2013年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役 10
新株予約権の数（個）※	678（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6,780（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年7月13日 至 2043年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,260 資本組入額 1,130（注）1
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2014年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2014年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2014年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）※	883（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,830（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年7月15日 至 2044年7月14日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,100 資本組入額 1,050（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2015年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2015年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）※	754（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 7,540（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年7月14日 至 2045年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,210 資本組入額 1,105（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2016年6月23日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2016年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）※	944（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,440（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年7月12日 至 2046年7月11日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,640 資本組入額 820（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2017年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2017年6月22日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）※	843（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,430（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年7月11日 至 2047年7月10日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,270 資本組入額 1,135（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2018年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2018年6月22日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）※	896（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,960（注） 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年7月10日 至 2048年7月9日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,024 資本組入額 1,012
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2019年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2019年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	2,029（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 20,290（注） 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月13日 至 2049年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,823 資本組入額 912
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2020年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2020年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	2,245（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 22,450（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月14日 至 2050年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,264 資本組入額 632
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2021年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2021年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	3,082（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 30,820（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,138 資本組入額 569
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2022年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- （注）1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- (3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。
 - ① 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。
 - ② 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。
 - ③ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。
 - ④ 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

2022年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2022年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2022年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）	3,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 33,000 [募集事項] 4 に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項] 6 に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 7 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] 11 に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 新株予約権の名称

株式会社大光銀行第10回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役（監査等委員である取締役除く）6名

3. 新株予約権の総数

3,300個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。

なお、割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年7月12日から2052年7月11日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- (3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。
 - ①新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。
 - ②新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。
 - ③新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。
 - ④新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

10. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記7の定めまたは当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合、当行は、当行取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が資本下位会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行取締役会）において承認された場合、当行は、当行取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

13. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

14. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、1株当たりのオプション価格（以下「オプション価格」という。）に前記4に定める付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とし、オプション価格は、次の算式（ブラック・ショールズモデル）により計算される金額とする。

$$\text{オプション価格}(C) = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、以下のとおりとする。

C	:	オプション価格
S	:	株価 割当日の前営業日（2022年7月8日）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
X	:	行使価額（1円）
t	:	予想残存期間（3.0年）
σ	:	ボラティリティ 2019年7月19日から2022年7月8日までの過去3.0年相当分の週次株価から算出する。
r	:	無リスクの利子率 残存年数が予想残存期間（ t ）に近似する国債の利子率
λ	:	配当利回り 直近事業年度の配当実績に基づき算出する。
$N(d_n)$	:	標準正規分布の累積分布関数

※上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

15. 新株予約権の払込金額の払込みの方法

当行は新株予約権の割当対象者に対して、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額と同額の報酬を支給することとし、新株予約権の割当対象者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

16. 新株予約権を割り当てる日

2022年7月11日（月）

17. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2022年7月11日（月）

18. 新株予約権の行使請求受付場所

当行人事部秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）

19. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

当行本店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	△87,042	9,671	—	10,000	—	8,208

(注) 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式総数は87,042,600株減少し、9,671,400株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	30	20	736	40	－	2,231	3,057	－
所有株式数 （単元）	－	35,759	1,151	31,586	4,635	－	23,305	96,436	27,800
所有株式数の 割合（％）	－	37.08	1.19	32.75	4.80	－	24.16	100	－

(注) 自己株式226,586株は、「個人その他」に2,265単元、「単元未満株式の状況」に86株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	914	9.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	564	5.97
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	304	3.22
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	180 MAIDEN LANE, NEW YORK, NEW YORK 10038 U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	268	2.84
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1	224	2.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	214	2.26
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	148	1.57
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	148	1.56
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	142	1.50
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	139	1.47
計	—————	3,069	32.50

(注) 上記の他、株式会社大光銀行名義の自己株式226千株（発行済株式総数に対する所有株式の割合2.34%）があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 226,500	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,417,100	94,171	同上
単元未満株式	普通株式 27,800	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	9,671,400	—	—
総株主の議決権	—	94,171	—

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	226,500	—	226,500	2.34
計	—————	226,500	—	226,500	2.34

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	421	606,817
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	38,940	81,303,152	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	226,586	—	226,586	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行の公共的使命を念頭において、経営基盤強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、将来にわたって株主各位に報いていくために安定的な配当を継続していくことを基本としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、年間1株当たり50円00銭の配当（うち中間配当25円00銭）を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は23.26%となりました。

内部留保資金につきましては、厳しい収益環境のなかではありますが、経営環境の変化に対応すべく収益力、経営基盤強化に有効投資してまいりたいと考えております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額
2021年11月12日 取締役会決議	236	25円00銭
2022年6月24日 定時株主総会決議	236	25円00銭

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つと位置付け、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能及び独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を配し強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しております。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（有価証券報告書提出日現在）は次のとおりです。

イ. 取締役会

取締役会は、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄、常務取締役川合昌一、常務取締役鈴木裕之、取締役西山克義、取締役相場実、監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子の計11名で構成され、代表取締役頭取が議長を務めております。取締役会は、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議及び当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしております。

ロ. 常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄、常務取締役川合昌一、常務取締役鈴木裕之、取締役相場実及び監査等委員である取締役山口知康により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めております。常務会は原則、毎週開催されております。

ハ. 指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高めることを目的に設置しており、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子の計6名で構成され、代表取締役頭取が委員長を務めております。

ニ. 経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

各委員会の議事結果につきましては、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しております。

(イ) 信用リスク管理委員会

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員である取締役相場実が委員長を務めております。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

(ロ) コンプライアンス委員会

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取石田幸雄が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

(ハ) ALM委員会

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取石田幸雄が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

(二) システム投資委員会

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取石田幸雄が委員長を務め、事務局は総合企画部及びIT・オペレーション統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

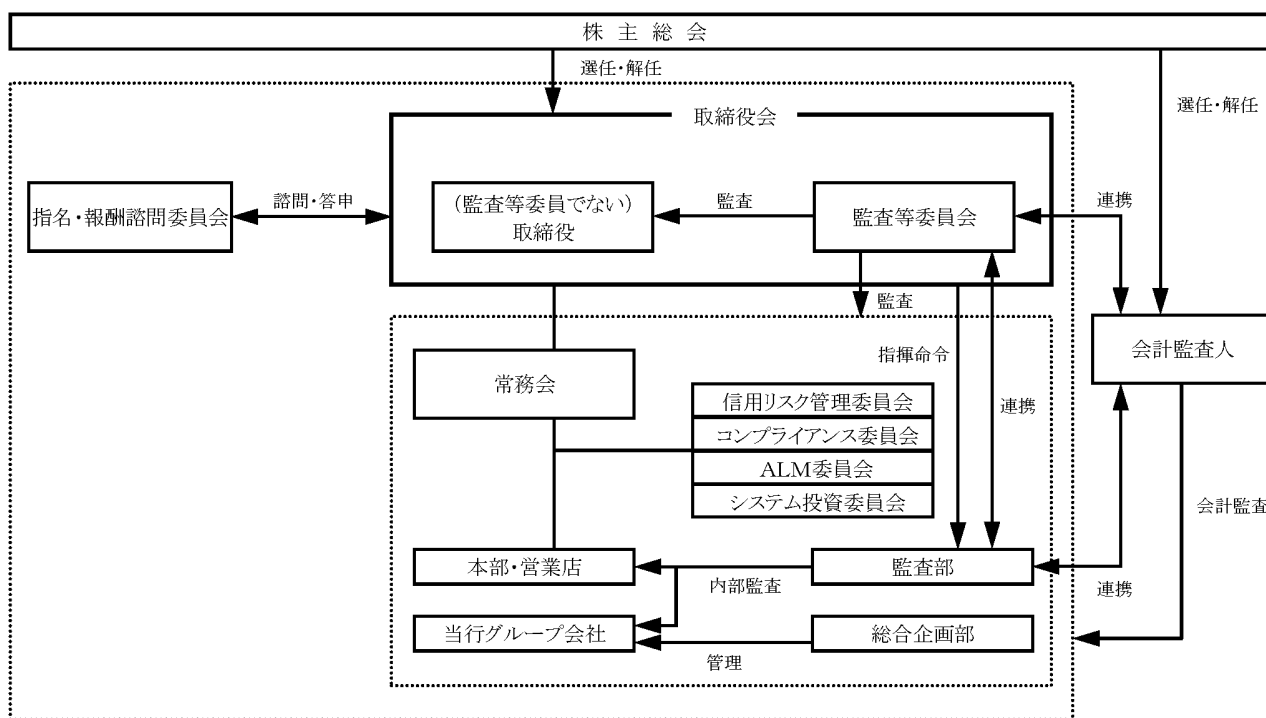
ホ. 監査等委員会

監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員である取締役山口知康が常務会及び各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行及び業務全般について監査を行うこととしております。

ヘ. 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しております。

[コーポレート・ガバナンス体制図]



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めており、本方針に基づき内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制につきましては、法令等の遵守、各種リスクの状況把握と適切な対応が経営の健全性維持と収益力強化のための最重要課題であると位置づけております。

コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の適切性・有効性については、被監査部門から独立した頭取直轄の監査部が各部署に対し内部監査を実施し、その検証を通じて経営管理の改善に努めております。

監査等委員会は、業務の執行状況について諸法令や行内規程との適合性に関する監査を実施することとしております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

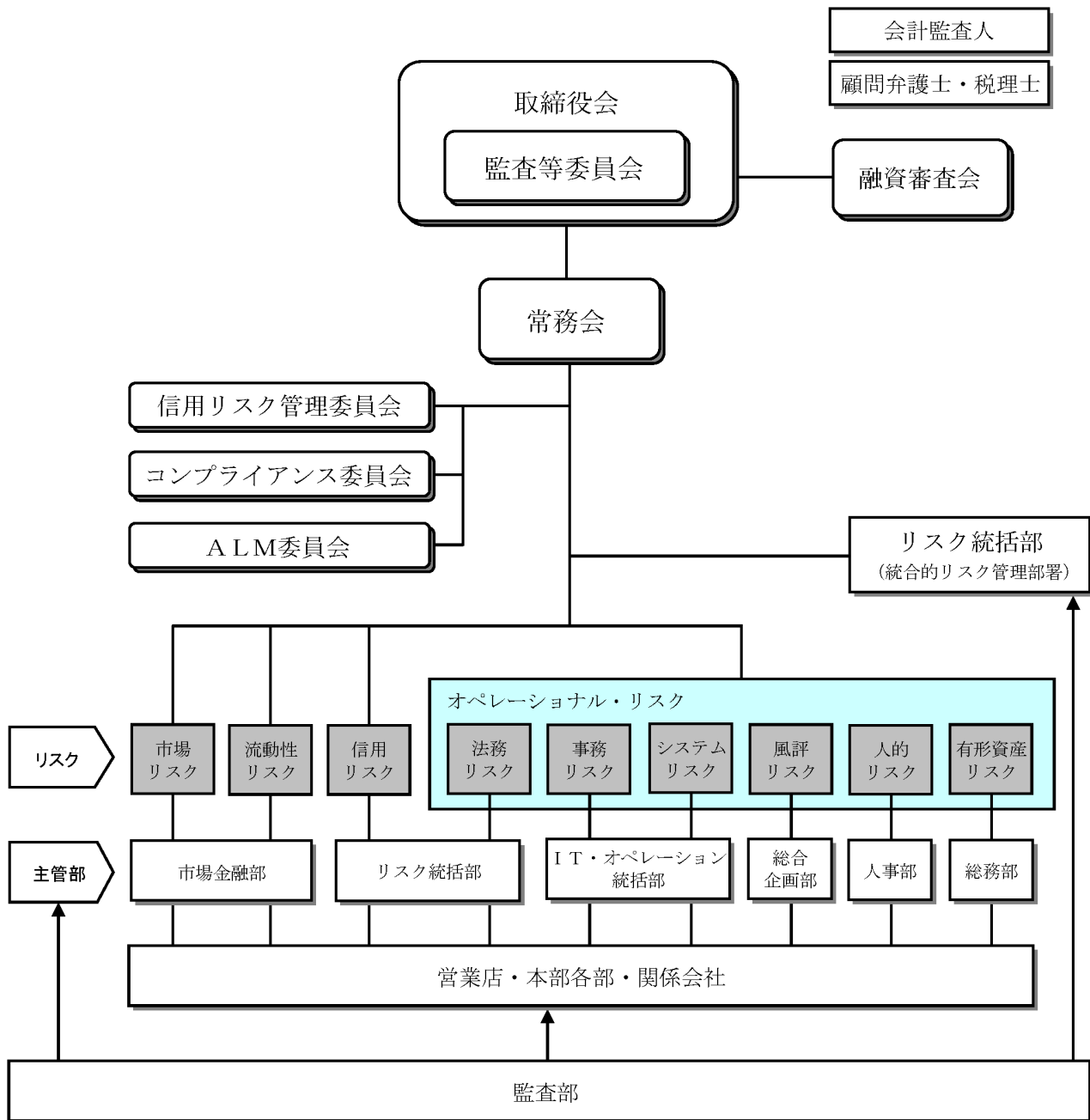
リスク管理体制の組織面につきましては、信用リスク、市場リスク等各リスクの主管部を明確にするとともに、リスク管理態勢の統制を図り、リスクを総合的に掌握する管理部署をリスク統括部と定めております。

運営面につきましては、リスク毎の管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、リスク統括部において年度毎の管理方針であるリスク管理プログラムを策定し、中間時点及び年度末にその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めております。また、それらのリスクを横断的に管理するため、経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）において必要な協議を行っているほか、内部監査部門である監査部が各部署のリスク管理の適切性を監査しております。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査し融資の可否を決定する機関として融資審査会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、融資審査会は、代表取締役会長古出哲彦、代表取締役頭取石田幸雄、常務取締役川合昌一、常務取締役鈴木裕之、取締役相場実及び監査等委員である取締役山口知康により構成されております。

当行では、業務の適法性を確保するとともに、リスクの未然防止の観点から、取締役会・常務会付議事項、新業務・新商品、契約書等のリーガルチェックを行っております。また、法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士及び顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けております。

個人情報保護への対応としましては、「個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」「個人情報保護規程」等を策定し、顧客情報の漏洩の未然防止及び教育・研修を通じて役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めております。

〔リスク管理体制図〕



ハ. 子会社・関連会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行の子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項として「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社から必要な事項について協議または報告を受けるなど、適切な管理を行っております。また、当行の内部監査部門である監査部が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査しております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

へ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(イ)被保険者の範囲

当行の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、及び退任役員

(ロ)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補限度額及び一定の免責金額等を設けるほか、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は、填補の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約の保険料は株主代表訴訟特約部分については被保険者が負担しておりますが、それ以外については当行が負担しております。

ト. 取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

チ. 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

リ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ)自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

(ロ)中間配当

会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

ヌ. 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名 女性1名（役員のうち女性の比率 9.09%）

2022年6月24日現在

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	古出 哲彦	1947年1月18日生	1970年4月 大蔵省入省 1994年7月 国税庁長官官房総務課長 1995年5月 福岡国税局長 1997年7月 総務庁人事局次長 1999年7月 水資源開発公団理事 2002年6月 株式会社紀陽銀行常務取締役 2005年6月 同 行 専務取締役 2009年5月 株式会社大光銀行顧問 2009年6月 取締役副頭取 2009年10月 取締役頭取 2019年6月 取締役会長（現職）	2022年 6月から 1年	11,400
取締役頭取 (代表取締役)	石田 幸雄	1954年1月2日生	1976年4月 株式会社大光相互銀行入行 2003年8月 業務監査部業務監査室長 2005年6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長 2006年6月 総合企画部副部長 2008年7月 大宮支店長 2009年6月 総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2017年6月 専務取締役関東地区本部長 2019年6月 取締役頭取（現職）	2022年 6月から 1年	7,900
常務取締役 営業本部長	川合 昌一	1961年8月31日生	1993年3月 株式会社大光銀行入行 2011年6月 桶川支店長 2013年2月 審査部副部長 2014年6月 審査部長 2017年6月 執行役員審査部長 2019年6月 取締役関東地区本部長 2021年6月 常務取締役営業本部長（現職）	2022年 6月から 1年	900
常務取締役 人事部長 兼コスト削減・ 業務改革特命チーム部長	鈴木 裕之	1962年3月2日生	1984年4月 株式会社大光相互銀行入行 2008年7月 営業統括部営業企画グループマネージャー 2011年6月 営業統括部副部長 2013年6月 総合企画部長 2016年6月 新発田支店長 2018年6月 執行役員監査部長 2020年6月 執行役員人事部長 2021年1月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命チーム部長 2021年6月 取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長 2022年1月 取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 2022年6月 常務取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長（現職）	2022年 6月から 1年	700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 長岡地区本部長 兼本店営業部長 兼神田支店長 兼千手支店長	西山 克義	1963年5月26日生	1987年4月 株式会社大光相互銀行入行 2009年6月 鴻巣支店長 2011年2月 大形支店長 2013年6月 柏崎支店長 2015年6月 川口支店長 2017年6月 東京支店長兼総合企画部東京事務 所長 2019年6月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支 店長 2021年6月 取締役長岡地区本部長兼本店営業 部長兼神田支店長兼千手支店長 (現職)	2022年 6月から 1年	600
取締役	相場 実	1962年9月10日生	1986年4月 株式会社大光相互銀行入行 2009年6月 融資企画部融資企画グループマネ ージャー 2011年6月 経営管理部主計グループマネー ジャー 2013年5月 経営管理部副部長 2014年6月 経営管理部長 2019年6月 執行役員経営管理部長 2021年6月 執行役員総合企画部長 2022年6月 取締役(現職)	2022年 6月から 1年	—
取締役 (監査等委員)	山口 知康	1961年7月28日生	1985年4月 株式会社大光相互銀行入行 2007年2月 人事部秘書室長 2010年6月 河渡支店長 2012年6月 見附支店長 2013年6月 金融サービス部長 2015年3月 地域産業支援部長 2016年6月 東京支店長兼総合企画部東京事務 所長 2017年6月 執行役員人事部長兼女性活躍推進 室長 2018年6月 執行役員人事部長 2020年6月 執行役員監査部長 2021年6月 取締役(監査等委員)(現職)	2021年 6月から 2年	1,700
取締役 (監査等委員)	細貝 巖	1958年7月4日生	1992年4月 第二東京弁護士会登録 1997年6月 新潟県弁護士会登録 1999年3月 細貝法律事務所所長(現職) 2004年6月 株式会社原信監査役 2010年6月 原信ナルスホールディングス株式 会社 (現・アクシアルリテイリング株 式会社)監査役 2014年6月 株式会社大光銀行取締役 2014年6月 アクシアルリテイリング株式会 社取締役(現職) 2017年6月 株式会社大光銀行取締役(監査等 委員)(現職)	2021年 6月から 2年	1,400
取締役 (監査等委員)	渡辺 隆	1951年3月15日生	1976年4月 株式会社新潟日報社入社 (編集局) 2002年4月 同社東京支社報道部長 2005年4月 同社編集局報道部長 2006年4月 同社編集局次長 2007年3月 同社論説副委員長 2008年4月 同社論説委員長 2010年3月 同社取締役編集局長 2012年4月 同社取締役執行役員編集制作統括 本部長兼編集局長 2014年3月 同社常務取締役 営業統括広告事 業・デジタル事業担当 2016年3月 同社常務取締役退任 2016年6月 株式会社大光銀行監査役 2017年6月 株式会社大光銀行取締役(監査等 委員)(現職)	2021年 6月から 2年	1,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	坂井 啓二	1948年 5 月28日生	1977年 3 月 公認会計士登録 1981年 3 月 税理士登録 1985年 3 月 坂井会計事務所所長（現職） 1994年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任 監査法人トーマツ）代表社員 2007年 6 月 日本公認会計士協会東京会新潟県 会会長 2012年 9 月 一正蒲鉾株式会社監査役 2014年 7 月 さくらの街信用組合（現・はばた き信用組合）員外監事 2015年 9 月 一正蒲鉾株式会社取締役（監査等 委員）（現職） 2019年 6 月 株式会社大光銀行取締役（監査等 委員）（現職） 2019年12月 はばたき信用組合員外監事	2021年 6 月から 2 年	600
取締役 (監査等委員)	中村 稚枝子	1954年 8 月28日生	1977年 4 月 新潟県庁入庁 1994年 4 月 県総務部知事公室広報広聴課広報 係長 1996年 4 月 県福祉保健部児童家庭課保育係長 1999年 4 月 県環境生活部生活企画課副参事 （予算係長） 2001年 4 月 県環境生活部文化振興課長補佐 2003年 4 月 県総合政策部調整課企画主幹・調 整課長補佐 2005年 4 月 県県民生活・環境部文化振興課長 2007年 4 月 県知事政策局秘書課長 2008年11月 県総務管理部副部長 2009年 4 月 県総務管理部副部長兼自治研修所 長 2010年 4 月 県県民生活・環境部長 2015年 3 月 新潟県庁退職 2017年 2 月 新潟県労働委員会委員（公益委 員） 2017年 6 月 公益財団法人新潟県国際交流協会 監事（現職） 2019年11月 新潟県公務災害補償等審査会委員 （現職） 2021年 6 月 株式会社大光銀行取締役（監査等 委員）（現職）	2021年 6 月から 2 年	100
計					26,400

- (注) 1. 取締役のうち細貝巖、渡辺隆、坂井啓二及び中村稚枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役細貝巖、渡辺隆、坂井啓二及び中村稚枝子は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等は、以下のとおりであります。
- (1) 執行役員制度の目的
取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るとともに、多様な人材の登用により組織の活性化を図るため
- (2) 執行役員の構成
2022年 6 月24日現在の執行役員は次のとおりであります。
高橋 義彦（新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長）

② 社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数

当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

ロ. 社外取締役との関係

社外取締役の細貝巖、渡辺隆、坂井啓二、中村稚枝子は、当行との間において通常の銀行取引があるほか、当行株式を保有しており、その所有株式数は「(2) 役員の状況 ①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。

また、細貝巖が社外取締役を務めるアクシアルリテイリング株式会社及び渡辺隆の出身会社である株式会社新潟日報社と当行との間において通常の営業取引及び資本取引があります。

いずれの取引も取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

ハ. 選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能及び役割

細貝巖につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

渡辺隆につきましては、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

坂井啓二につきましては、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

中村稚枝子につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しております。

〔社外取締役の独立性判断基準〕

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - ア. 上記1～5に該当する者
 - イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出ております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、常務会や経営委員会での協議内容、内部監査部門による内部監査の状況などについて説明を行うこととしているほか、監査部長が年2回監査等委員会に出席し、監査等委員である社外取締役との的確な情報共有を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況などについて意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要及び監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、連携を図ることとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした的確な情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べることとしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

イ. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である社外取締役4名の計5名から構成されております。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任のスタッフ2名を配置しております。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、業務分担を決定しています。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしております。

なお、監査等委員である社外取締役坂井啓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ロ. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

(イ) 監査等委員会の開催頻度・監査等委員の出席状況

監査等委員会は原則毎月1回開催することとしており、当事業年度は13回開催いたしました。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

(監査等委員会への出席状況)

氏 名	役職名	任期	開催回数	出席回数
藤沢 稔	監査等委員（常勤）	2019年6月から2年	3回	3回（100%）※1
山口 知康	監査等委員（常勤）	2021年6月から2年	10回	10回（100%）※2
細貝 巖	監査等委員（社外）	2021年6月から2年	13回	13回（100%）
鈴木 裕子	監査等委員（社外）	2019年6月から2年	3回	3回（100%）※3
渡辺 隆	監査等委員（社外）	2021年6月から2年	13回	13回（100%）
坂井 啓二	監査等委員（社外）	2021年6月から2年	13回	13回（100%）
中村 稚枝子	監査等委員（社外）	2021年6月から2年	10回	10回（100%）※4

※1 監査等委員（常勤）藤沢稔は、2021年6月に退任しております。

※2 監査等委員（常勤）山口知康は、2021年6月の就任以降に開催された監査等委員会10回すべてに出席しております。

※3 監査等委員（社外）鈴木裕子氏は、2021年6月に退任しております。

※4 監査等委員（社外）中村稚枝子氏は、2021年6月の就任以降に開催された監査等委員会10回すべてに出席しております。

(ロ) 監査等委員会の検討事項

・内部統制システム

内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

・重点監査項目等

中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確認しました。

・会計監査人に関する評価

会計監査人から監査計画・監査方法の説明、四半期レビューの報告及び監査結果の報告を受け適切性、相当性の評価を行いました。

(ハ) 常勤及び社外監査等委員の活動状況

- ・取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議（社外監査等委員は取締役会のみ）に出席し議事の内容を把握し、必要な発言を行っています。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバックグラウンドを活かす形で意見を述べました。
- ・常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を実施しております。
- ・常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っています。
- ・監査等委員全員が、内部監査部門長（年2回）との意見交換を行っています。
- ・常勤監査等委員は、営業店19カ店に対して往査を実施しています。内、4カ店に対しては、常勤監査等委員と各社外監査等委員1名が同行し運営状況を確認しています。

② 内部監査の状況

イ. 内部監査につきましては、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部（2022年3月末現在11名）が実施しております。

監査部は、毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本方針及び基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。

ロ. 監査等委員会は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行うこととしております。また、監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。

ハ. 監査部は、内部統制部門（リスク統括部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。

会計監査人は、監査等委員会に対し四半期ごとに会計監査に関する報告をすることとしており、リスク統括部は報告に基づき本部各部に対し必要に応じて体制整備または改善を指示することとしております。また、リスク統括部は、体制整備及び改善の状況について、監査等委員会及び会計監査人に報告することとしております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ. 継続監査期間

45年

（注）上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

ハ. 業務を執行した公認会計士

松崎 雅則氏

石尾 雅樹氏

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士9名、公認会計士試験合格者等3名、その他9名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人の解任または不再任の決定の方針には該当しないと判断し、会計監査人を再任いたしました。

ヘ. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性はじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	46	—	46	—
連結子会社	—	—	—	—
計	46	—	46	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）に対する報酬（イ. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	2	—	3
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2	—	3

（監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）の提出会社に対する非監査業務の内容）

前連結会計年度・・・FATCA関連及び税務等に関する助言・指導業務であります。

当連結会計年度・・・FATCA関連及び税務等に関する助言・指導業務であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、監査及び四半期レビュー予定時間数並びに監査及び四半期レビュー往査場所、時期及び日程等を勘案し適切に決定しております。なお、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定する旨を定款でも定めております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性及び合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て取締役会決議により決定しております。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て、取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- (イ) 取締役の報酬は、(a) 役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、(b) 単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び(c) 中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成しております。
- (ロ) 取締役の確定金額報酬の額及び各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定しております。
- (ハ) 業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定しております。
- (ニ) 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額としております。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定しております。
- (ホ) 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的风险を反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定しております。
- (ヘ) 取締役の報酬及び各人の額については、取締役会の決定により、代表取締役頭取石田幸雄へ再一任しております。当該再一任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行状況の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を得ております。
- (ト) 監査等委員である取締役の報酬等の額及び各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしております。

ロ. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議の内容

(イ) 確定金額報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査等委員である取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額4百万円以内としております。

(ロ) 業績連動型報酬

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、当行単体の当期純利益を基準とした最大40百万円の報酬枠としております。

なお、当期純利益は成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、業績連動型報酬に係る指標として採用しております。

(ハ) 株式報酬型ストックオプション報酬

中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション報酬として新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

業績連動型報酬の報酬枠は下表のとおりであります。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

なお、2021年4月より推進している3年間の第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」において、当事業年度における当期純利益の目標は10億円以上としており、実績は20億27百万円であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		確定金額報酬 (固定報酬)	業績連動型 報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）	135	98	—	36	8
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	13	13	—	—	2
社外役員	12	12	—	—	5

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は13百万円、員数は2名であり、その内容は本部部長職に係る給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式にかかる配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」に区分し、このほかの要因によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(イ) 保有方針

当行は、取引先及び当行グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保有する方針としております。

保有の合理性の検証により保有の妥当性が認められない投資株式については、投資先企業と十分な対話を行ったうえで、市場への影響など経済合理性を考慮しながら、縮減を行う方針としております。

(ロ) 保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有の適否については、毎年、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクと資本コストとの適合性などを精査したうえで、取締役会で検証しております。

2021年度は、2021年11月開催の取締役会において、2021年9月末現在で保有する投資株式（上場株式に限る）の保有の適否を検証しており、1銘柄を処分方針とし、その他の銘柄は、投資株式の保有に妥当性が認められるとして継続保有方針とすることを決議しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	26	6,579
非上場株式	44	530

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	1	40	地域間の連携や地域産業の活性化、雇用創出への貢献が期待できる定期航空運送事業者が新たに発行する株式を取得したため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	3	151
非上場株式	4	18

(注) 当事業年度において株式数が減少した上場株式は、株式会社三十三フィナンシャルグループ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社南日本銀行の3銘柄であり、いずれの銘柄も当事業年度末においては保有していません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
全国保証株式会社	377,200	377,200	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	1,776	1,916		
株式会社東京海上ホールディングス	126,546	126,546	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	902	666		
日本精機株式会社	1,012,453	1,012,453	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	863	1,298		
アクシアルリテイリング株式会社	150,543	150,543	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	481	724		
株式会社第四北越フィナンシャルグループ	186,570	186,570	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤を同じくする地方銀行グループであり、地方創生の推進等における協調体制の構築の観点から、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	467	486		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社福田組	80,797	80,797	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	363	427		
株式会社ブルボン	100,000	100,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	225	220		
株式会社植木組	149,452	74,726	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	219	232		
株式会社あおぞら銀行	71,000	71,000	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、業界動向等の情報提供を受けており、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	183	179		
株式会社トマト銀行	131,200	131,200	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	136	149		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社新潟放送	90,000	90,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	117	114		
株式会社富山銀行	54,600	54,600	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	115	174		
株式会社長野銀行	63,800	63,800	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	81	88		
岩塚製菓株式会社	20,000	20,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	78	86		
株式会社大東銀行	115,100	115,100	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	78	80		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社東和銀行	139,554	139,554	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	75	96		
株式会社栃木銀行	300,000	300,000	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	66	57		
株式会社じもとホールディングス	104,420	104,420	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行グループとして営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	64	83		
北陸瓦斯株式会社	20,000	20,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	58	63		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
東北電力株式会社	75,447	75,447	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	53	78		
株式会社名古屋銀行	16,500	16,500	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	47	51		
第一生命保険ホールディングス株式会社	14,600	14,600	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	36	27		
北越メタル株式会社	28,600	28,600	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	27	35		
株式会社リンコー・コーポレーション	14,500	14,500	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	25	34		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社キタック	90,500	90,500	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	25	30		
株式会社ジャックス	2,000	2,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2021年11月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	6	4		
株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	—	65,310	—	—
	—	90		
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	—	27,160	—	—
	—	43		
株式会社南日本銀行	—	26,300	—	—
	—	19		

（注） 1. 株式会社植木組は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

（みなし保有株式）
該当ありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	—	—	—	—
非上場株式	—	—	1	68

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
上場株式	—	—	—
非上場株式	3	△3	—

(注) 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

⑥ 資本政策の基本的な方針

当行は資本政策の基本的な方針を次のとおり定めております。

1. 資本効率を意識した成長投資によって高い収益性と成長性を実現することで、持続的な株主価値の向上を図る。
2. 自己資本比率は、中期経営計画等に定める目標値を目指すとともに、ア. 成長投資、イ. 株主還元、ウ. 金融規制や経済のダウンサイドリスクへの備え、の適切なバランスを心掛ける。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※4 231,901	※4 237,742
金銭の信託	7,920	7,920
有価証券	※1, ※2, ※4, ※9 360,664	※1, ※2, ※4, ※9 334,166
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 1,081,334	※2, ※3, ※4, ※5 1,086,120
外国為替	※2 2,174	※2 2,230
その他資産	※2, ※4 8,324	※2, ※4 16,689
有形固定資産	※7, ※8 16,550	※7, ※8 16,094
建物	5,471	5,150
土地	※6 10,400	※6 10,251
リース資産	211	253
建設仮勘定	—	4
その他の有形固定資産	465	434
無形固定資産	479	389
ソフトウェア	414	325
ソフトウェア仮勘定	1	2
その他の無形固定資産	63	61
退職給付に係る資産	2,371	2,674
繰延税金資産	57	1,232
支払承諾見返	※2 2,101	※2 2,019
貸倒引当金	△4,680	△5,130
資産の部合計	1,709,198	1,702,148
負債の部		
預金	1,425,160	1,405,145
譲渡性預金	2,793	38,827
コールマネー及び売渡手形	941	—
債券貸借取引受入担保金	※4 65,675	※4 30,206
借入金	※4 116,400	※4 138,000
外国為替	0	38
その他負債	13,214	7,636
賞与引当金	640	625
退職給付に係る負債	76	31
睡眠預金払戻損失引当金	415	385
偶発損失引当金	90	128
繰延税金負債	343	—
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,664	※6 1,655
支払承諾	2,101	2,019
負債の部合計	1,629,518	1,624,701

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	53,414	54,807
自己株式	△553	△472
株主資本合計	71,069	72,543
その他有価証券評価差額金	5,123	1,241
土地再評価差額金	※ 6 2,733	※ 6 2,891
退職給付に係る調整累計額	78	115
その他の包括利益累計額合計	7,935	4,247
新株予約権	228	194
非支配株主持分	446	460
純資産の部合計	79,679	77,446
負債及び純資産の部合計	1,709,198	1,702,148

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	22,117	21,220
資金運用収益	14,810	15,227
貸出金利息	11,205	11,235
有価証券利息配当金	3,521	3,713
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	36	239
その他の受入利息	46	39
役務取引等収益	2,675	3,047
その他業務収益	1,792	1,159
その他経常収益	2,839	1,786
償却債権取立益	370	251
その他の経常収益	※1 2,469	※1 1,535
経常費用	19,541	18,608
資金調達費用	328	247
預金利息	314	236
譲渡性預金利息	2	1
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	3
債券貸借取引支払利息	4	5
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,875	1,911
その他業務費用	1,558	1,594
営業経費	※2 12,840	※2 12,170
その他経常費用	2,938	2,684
貸倒引当金繰入額	399	709
その他の経常費用	※3 2,539	※3 1,974
経常利益	2,576	2,612
特別利益	—	460
固定資産処分益	—	0
退職給付制度改定益	—	460
特別損失	207	246
固定資産処分損	66	44
減損損失	※4 141	※4 202
税金等調整前当期純利益	2,368	2,826
法人税、住民税及び事業税	348	604
法人税等調整額	423	147
法人税等合計	772	752
当期純利益	1,596	2,074
非支配株主に帰属する当期純利益	24	31
親会社株主に帰属する当期純利益	1,571	2,042

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	1,596	2,074
その他の包括利益	※1 5,511	※1 △3,845
その他有価証券評価差額金	4,720	△3,882
退職給付に係る調整額	791	36
包括利益	7,107	△1,771
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,082	△1,802
非支配株主に係る包括利益	24	31

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	52,638	△418	70,428
当期変動額					
剰余金の配当			△475		△475
親会社株主に帰属する当期純利益			1,571		1,571
自己株式の取得				△135	△135
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		－
土地再評価差額金の取崩			△319		△319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	776	△135	641
当期末残高	10,000	8,208	53,414	△553	71,069

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	403	2,413	△712	2,104	185	422	73,141
当期変動額							
剰余金の配当							△475
親会社株主に帰属する当期純利益							1,571
自己株式の取得							△135
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							－
土地再評価差額金の取崩							△319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,720	319	791	5,830	43	23	5,897
当期変動額合計	4,720	319	791	5,830	43	23	6,538
当期末残高	5,123	2,733	78	7,935	228	446	79,679

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	53,414	△553	71,069
会計方針の変更による累積的影響額			△9		△9
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	8,208	53,405	△553	71,060
当期変動額					
剰余金の配当			△471		△471
親会社株主に帰属する当期純利益			2,042		2,042
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△10		81	70
自己株式処分差損の振替		10	△10		－
土地再評価差額金の取崩			△158		△158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,402	80	1,483
当期末残高	10,000	8,208	54,807	△472	72,543

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,123	2,733	78	7,935	228	446	79,679
会計方針の変更による累積的影響額						△16	△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,123	2,733	78	7,935	228	430	79,654
当期変動額							
剰余金の配当							△471
親会社株主に帰属する当期純利益							2,042
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							70
自己株式処分差損の振替							－
土地再評価差額金の取崩							△158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,882	158	36	△3,687	△34	30	△3,691
当期変動額合計	△3,882	158	36	△3,687	△34	30	△2,207
当期末残高	1,241	2,891	115	4,247	194	460	77,446

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,368	2,826
減価償却費	754	740
減損損失	141	202
持分法による投資損益 (△は益)	△10	△0
貸倒引当金の増減 (△)	△18	449
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4	△15
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△1,272	△214
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	860	△81
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△30	△29
偶発損失引当金の増減 (△)	△6	37
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△5	—
資金運用収益	△14,810	△15,227
資金調達費用	328	247
有価証券関係損益 (△)	△730	787
為替差損益 (△は益)	3	2
固定資産処分損益 (△は益)	66	44
貸出金の純増 (△) 減	△21,532	△4,785
預金の純増減 (△)	102,591	△20,015
譲渡性預金の純増減 (△)	△37,649	36,034
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	66,200	21,600
コールマネー等の純増減 (△)	288	△941
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	29,028	△35,468
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△36	△55
外国為替 (負債) の純増減 (△)	0	38
資金運用による収入	15,005	15,367
資金調達による支出	△356	△256
その他	3,114	△5,010
小計	144,286	△3,722
法人税等の支払額	△847	△469
営業活動によるキャッシュ・フロー	143,439	△4,192
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△154,217	△218,903
有価証券の売却による収入	116,626	197,845
有価証券の償還による収入	36,806	31,969
金銭の信託の増加による支出	△126	—
有形固定資産の取得による支出	△665	△224
有形固定資産の売却による収入	—	39
無形固定資産の取得による支出	△91	△100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,667	10,626

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△124	△119
配当金の支払額	△475	△471
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△135	△0
自己株式の売却による収入	0	—
ストックオプションの行使による収入	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△736	△592
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	141,036	5,841
現金及び現金同等物の期首残高	90,865	231,901
現金及び現金同等物の期末残高	※1 231,901	※1 237,742

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 大光リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 綻 先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,475百万円（前連結会計年度末は3,815百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(重要な会計上の見積り)

・貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	4,680百万円	5,130百万円
(うち新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の 影響による追加貸倒引当金)	(202百万円)	(175百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の「4. 会計方針に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し(将来の経営再建計画含む)などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経営状況への影響のうち、足元の業績や財務情報等に未だ反映されていない影響については、債務者区分の決定に反映しておりません。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により重要な影響を受けている特定の業種ポートフォリオのうち正常先と要注意先については、今後予想される業績悪化の状況を見積り貸倒実績率に修正を加えた予想損失率によって、当連結会計年度末において必要な調整として貸倒引当金175百万円(前連結会計年度末は202百万円)を計上しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に伴う経済活動停滞による影響は、国内外における感染の状況等を踏まえ、2022年4月以降も継続するものと想定しておりますが、当該想定は前連結会計年度末から重要な変更を行っておりません。当該想定に基づき、当行グループの特定の業種向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、連結子会社のカード年会費収益について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり履行義務が充足される取引として収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響額については軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

上記のほか、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(退職給付制度の一部改定)

当行は、2021年10月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当連結会計年度において、460百万円の特別利益を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
株式	313百万円	312百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,280百万円	3,115百万円
危険債権額	14,982百万円	21,072百万円
要管理債権額	145百万円	232百万円
三月以上延滞債権額	38百万円	73百万円
貸出条件緩和債権額	107百万円	159百万円
小計額	18,408百万円	24,420百万円
正常債権額	1,079,882百万円	1,078,682百万円
合計額	1,098,291百万円	1,103,102百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※ 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	4,850百万円	4,583百万円

※４．担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年３月31日)	当連結会計年度 (2022年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	65,603百万円	30,126百万円
貸出金	47,970百万円	46,128百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	65,675百万円	30,206百万円
借入金	116,400百万円	138,000百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年３月31日)	当連結会計年度 (2022年３月31日)
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	83,273百万円	105,958百万円
その他資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年３月31日)	当連結会計年度 (2022年３月31日)
保証金・敷金	195百万円	154百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年３月31日)	当連結会計年度 (2022年３月31日)
融資未実行残高	185,278百万円	199,424百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	168,292百万円	179,379百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,966百万円	3,036百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2021年３月31日)	当連結会計年度 (2022年３月31日)
	5,396百万円	5,276百万円

※ 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
減価償却累計額	8,307百万円	8,506百万円

※ 8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
圧縮記帳額	1,151百万円	1,151百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※ 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
	11,030百万円	10,995百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
株式等売却益	2,304百万円	1,219百万円

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
給与手当	6,866百万円	6,676百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
貸出金償却	584百万円	408百万円
株式等売却損	1,630百万円	1,423百万円
金銭の信託運用損	186百万円	一百万円

※ 4. 減損損失

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額141百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗 1 カ所	土地、建物、その他の固定資産	30 (うち土地 18) (うち建物 9) (うちその他の固定資産 2)
新潟県外	営業用店舗 1 カ所 処分予定資産 2 カ所	土地、建物、その他の固定資産	111 (うち土地 71) (うち建物 35) (うちその他の固定資産 4)
合計			141

営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額202百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗 2 カ所 処分予定資産 2 カ所	土地、建物、その他の固定資産	94 (うち土地 39) (うち建物 39) (うちその他の固定資産 14)
新潟県外	営業用店舗 1 カ所 処分予定資産 2 カ所	土地、建物、その他の固定資産	107 (うち土地 58) (うち建物 36) (うちその他の固定資産 13)
合計			202

前連結会計年度まで、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っていましたが、地域ごとに融資業務等の営業店機能を集約したことに伴い、当連結会計年度からフルバンキング機能を構成する営業店グループ又は営業店単位にグルーピングの方法を変更しております。遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを0.8%で割り引いて算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,516	△6,357
組替調整額	△754	796
税効果調整前	6,761	△5,560
税効果額	△2,041	1,677
その他有価証券評価差額金	4,720	△3,882
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,072	433
組替調整額	64	△380
税効果調整前	1,137	52
税効果額	△345	△16
退職給付に係る調整額	791	36
その他の包括利益合計	5,511	△3,845

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	—	—	9,671	
合計	9,671	—	—	9,671	
自己株式					
普通株式	164	100	0	265	(注) 1. 2
合計	164	100	0	265	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加100千株及び単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売却による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				228	
合計			—				228	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	237	25.0	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	237	25.0	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	235	利益剰余金	25.0	2021年3月31日	2021年6月28日

当連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	—	—	9,671	
合計	9,671	—	—	9,671	
自己株式					
普通株式	265	0	38	226	（注）1. 2
合計	265	0	38	226	

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少38千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—				194	
	合計		—				194	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	235	25.0	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	236	25.0	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	236	利益剰余金	25.0	2022年3月31日	2022年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	231,901百万円	237,742百万円
現金及び現金同等物	231,901百万円	237,742百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1 年内	108	73
1 年超	480	380
合 計	589	454

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っています。これらの事業を行うため市場の状況や長短のバランスを調整して、預金取引を中心とする資金調達、貸出金取引を中心とする資金運用業務を行っています。

また、金利変動を伴う金融資産及び金融負債が業務の中心となるため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金については取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は安全性の高い公共債を中心とした債券と株式及び投資信託受益証券等であり、その他保有目的、売買目的、満期保有目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債は、一定の環境下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、有価証券は市場環境の変化等により、売却できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理方針と信用リスク管理規程に基づき、貸出審査、信用情報管理、信用格付の付与、保証や担保の設定、クレジット・リミットの設定等の与信管理体制を整備して貸出運営しています。また、融資審査会を開催して一定権限以上の案件審査を行っています。さらに、取締役会権限を委任されている融資審査会案件は取締役会への報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する規程及び要領においてリスク管理方法や手続き等を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。また、市場金融部において、市場金利の動向を把握するなかで金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクの管理を行っています。さらに、市場リスクのモニタリングに基づき、適切かつ統合的な評価を行い、リスクのコントロール及び削減に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行では、金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であり、VaRを算出し定量的分析を行っています。VaRの算出にあたっては、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間1～3年）を採用しています。2022年3月31日（当期連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、9,056百万円（前連結会計年度末は28,612百万円）であります。なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

ALMを通して適時に銀行全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,030	10,815	△214
その他有価証券	348,028	348,028	—
(2) 貸出金	1,081,334		
貸倒引当金（＊1）	△4,550		
	1,076,784	1,076,047	△737
資産計	1,435,843	1,434,891	△951
(1) 預金	1,425,160	1,425,307	146
(2) 譲渡性預金	2,793	2,793	—
(3) 借入金	116,400	116,414	14
負債計	1,544,354	1,544,515	161
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,995	10,827	△167
その他有価証券	321,666	321,666	—
(2) 貸出金	1,086,120		
貸倒引当金（＊１）	△4,988		
	1,081,131	1,079,746	△1,384
資産計	1,413,792	1,412,240	△1,552
(1) 預金	1,405,145	1,405,239	94
(2) 譲渡性預金	38,827	38,827	—
(3) 借用金	138,000	137,998	△1
負債計	1,581,973	1,582,066	93
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	—
デリバティブ取引計	5	5	—

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式（＊１）（＊２）	910	849
組合出資金（＊３）	694	655

（＊１） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 前連結会計年度において、非上場株式について26百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	214,160	—	—	—	—	—
有価証券	25,326	67,825	53,385	36,945	98,967	42,827
満期保有目的の債券	1,404	4,133	4,569	922	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	1,404	4,133	4,569	922	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	23,921	63,692	48,815	36,022	98,967	42,827
うち国債	14,090	29,407	6,640	2,019	37,161	3,488
地方債	1,591	6,066	13,244	8,651	16,813	1,489
社債	6,742	12,262	13,909	11,457	15,080	19,282
貸出金(*)	74,245	97,476	112,174	79,392	151,805	548,160
合 計	313,732	165,302	165,559	116,338	250,773	590,987

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,079百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	226,746	—	—	—	—	—
有価証券	42,374	51,355	45,945	34,269	84,753	40,961
満期保有目的の債券	1,984	4,273	4,313	424	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	1,984	4,273	4,313	424	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	40,389	47,082	41,631	33,844	84,753	40,961
うち国債	27,118	6,584	4,034	5,000	21,010	—
地方債	1,643	11,067	12,170	10,079	21,603	1,184
社債	5,698	16,791	9,389	7,488	20,537	22,666
貸出金(*)	76,284	88,876	106,568	76,523	151,871	562,113
合 計	345,405	140,231	152,513	110,792	236,624	603,074

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない23,883百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,341,572	75,822	7,765	—	—	—
譲渡性預金	2,793	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	65,675	—	—	—	—	—
借入金	78,400	38,000	—	—	—	—
合 計	1,488,441	113,822	7,765	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,354,655	42,208	8,281	—	—	—
譲渡性預金	38,827	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	30,206	—	—	—	—	—
借入金	124,200	13,800	—	—	—	—
合 計	1,547,890	56,008	8,281	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	63,748	57,748	—	121,496
社債	—	82,570	—	82,570
株式	6,579	—	—	6,579
その他	—	33,436	—	33,436
デリバティブ取引				
通貨関連	—	5	—	5
資産計	70,327	173,760	—	244,088
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

（＊） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表に含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は77,582百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	10,827	10,827
貸出金	—	—	1,079,746	1,079,746
資産計	—	—	1,090,574	1,090,574
預金	—	1,405,239	—	1,405,239
譲渡性預金	—	38,827	—	38,827
借入金	—	137,998	—	137,998
負債計	—	1,582,066	—	1,582,066

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル 3 の時価に分類しております。

投資信託は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

これらの取引については、レベル 3 の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル 2 の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。この評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものではありません。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2021年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	400	400	0
	その他	—	—	—
	小計	400	400	0
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	10,630	10,414	△215
	その他	—	—	—
	小計	10,630	10,414	△215
合計		11,030	10,815	△214

当連結会計年度 (2022年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	871	873	2
	その他	—	—	—
	小計	871	873	2
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	10,124	9,954	△169
	その他	—	—	—
	小計	10,124	9,954	△169
合計		10,995	10,827	△167

2. その他有価証券

前連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,883	1,978	4,905
	債券	135,276	133,861	1,415
	国債	59,679	58,796	883
	地方債	32,914	32,651	262
	社債	42,683	42,414	269
	その他	57,064	52,596	4,467
	小計	199,224	188,436	10,788
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	680	795	△115
	債券	84,122	84,487	△365
	国債	33,126	33,276	△149
	地方債	14,943	14,992	△48
	社債	36,052	36,219	△167
	その他	64,001	67,102	△3,100
	小計	148,804	152,385	△3,581
合計		348,028	340,822	7,206

当連結会計年度（2022年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,703	1,583	4,120
	債券	80,889	80,299	590
	国債	38,878	38,562	315
	地方債	17,325	17,187	137
	社債	24,686	24,549	137
	その他	31,544	28,773	2,771
	小計	118,137	110,655	7,482
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	876	1,041	△164
	債券	123,177	124,228	△1,050
	国債	24,870	25,169	△299
	地方債	40,423	40,746	△323
	社債	57,884	58,311	△427
	その他	79,474	84,094	△4,620
	小計	203,528	209,364	△5,836
合計		321,666	320,019	1,646

3. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		
種類	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	50	50	—	873	873	—
合計	50	50	—	873	873	—

(売却の理由)

前連結会計年度及び当連結会計年度は、買入消却によるものであります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7	0	—
債券	70,644	704	589
国債	70,644	704	589
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	40,577	3,240	1,630
合計	111,229	3,945	2,219

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	221	15	17
債券	102,464	158	417
国債	101,591	158	417
地方債	—	—	—
社債	873	—	—
その他	102,820	2,067	1,485
合計	205,506	2,241	1,921

5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度 (2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

該当ありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	7,920	—

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	7,920	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	7,206
その他有価証券	7,206
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,083
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,123
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,123

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	1,646
その他有価証券	1,646
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	405
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,241
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,241

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	115	—	0	0
合計		—	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,638	—	4	4
	買建	352	—	0	0
合計		—	—	5	5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として、確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度に加え、2017年6月1日より確定拠出年金制度を導入しております。

また、2021年10月1日付で確定給付企業年金基金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

なお、当行は退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,888	15,039
勤務費用	423	344
利息費用	65	58
数理計算上の差異の発生額	352	375
退職給付の支払額	△690	△734
過去勤務費用の発生額	—	△711
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△2,322
退職給付債務の期末残高	15,039	12,049

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	15,633	17,333
期待運用収益	312	317
数理計算上の差異の発生額	1,424	97
事業主からの拠出額	512	181
退職給付の支払額	△551	△533
退職給付信託解約に伴う減少額 (注)	—	△593
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△2,112
その他	1	0
年金資産の期末残高	17,333	14,692

(注) 当連結会計年度において、「退職給付信託解約に伴う減少額」には、退職給付信託解約に伴う返還額583百万円を含んでおります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,962	11,992
年金資産	△17,333	△14,692
	△2,371	△2,699
非積立型制度の退職給付債務	76	57
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,294	△2,642

退職給付に係る負債	76	31
退職給付に係る資産	△2,371	△2,674
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,294	△2,642

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用(注) 1	423	344
利息費用	65	58
期待運用収益	△312	△317
数理計算上の差異の損益処理額	64	△81
過去勤務費用の損益処理額	—	△38
その他	△1	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	239	△35
確定拠出年金制度への移行に伴う損益(注) 2	—	△460

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(注) 2. 「退職給付制度改定益」として、当連結会計年度の特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	—	344
数理計算上の差異	1,137	△292
合計	1,137	52

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	—	344
未認識数理計算上の差異	112	△179
合計	112	165

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
債券	48%	48%
株式	23%	24%
現金及び預金	1%	1%
その他	28%	27%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、確定給付企業年金基金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度3%含まれており、当連結会計年度は含まれておりません。また、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度17%、当連結会計年度21%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	7.0%	7.9%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度22百万円、当連結会計年度63百万円であります。

4. その他の退職給付に関する事項

当連結会計年度において確定給付企業年金基金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことに伴う影響額は次のとおりであります。

退職給付債務の減少額	△2,322百万円
確定拠出年金制度への資産移管額	2,112百万円
小計	△209百万円
数理計算上の差異の損益処理額	△250百万円
合計	△460百万円

なお、本移行に伴う影響額は「退職給付制度改定益」として当連結会計年度の特別利益に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業経費	43百万円	36百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・ オプション	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行取締役（社外取締役を除く）10名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式20,930株	普通株式27,260株	普通株式24,400株
付与日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2013年7月13日～ 2043年7月12日	2014年7月15日～ 2044年7月14日	2015年7月14日～ 2045年7月13日

	2016年ストック・ オプション	2017年ストック・ オプション	2018年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式29,150株	普通株式17,100株	普通株式19,220株
付与日	2016年7月11日	2017年7月10日	2018年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月12日～ 2046年7月11日	2017年7月11日～ 2047年7月10日	2018年7月10日～ 2048年7月9日

	2019年ストック・ オプション	2020年ストック・ オプション	2021年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式28,630株	普通株式31,690株	普通株式30,820株
付与日	2019年7月12日	2020年7月13日	2021年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月13日～ 2049年7月12日	2020年7月14日～ 2050年7月13日	2021年7月13日～ 2051年7月12日

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、株式の種類別のストック・オプションの数を調整し、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	8,110	10,560	11,620	14,210	12,500
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	1,330	1,730	4,080	4,770	4,070
未確定残	6,780	8,830	7,540	9,440	8,430
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	1,330	1,730	4,080	4,770	4,070
権利行使	1,330	1,730	4,080	4,770	4,070
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	14,340	28,630	31,690	—
付与	—	—	—	30,820
失効	—	—	—	—
権利確定	5,380	8,340	9,240	—
未確定残	8,960	20,290	22,450	30,820
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	5,380	8,340	9,240	—
権利行使	5,380	8,340	9,240	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

②単価情報

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
付与日における公正な評価 単価（円）	2,255.20	2,099.60	2,203.00	1,636.60	2,261.30

	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	1,351	1,351	1,351	—
付与日における公正な評価 単価（円）	2,023.10	1,822.01	1,263.25	1,137.45

（注） 1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、ストック・オプションの数及び単価情報を調整しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル式

（2）主な基礎数値及び見積方法

	2021年ストック・オプション
株価変動性（注）1	37.480%
予想残存期間（注）2	3.0年
予想配当（注）3	50円/株
無リスク利子率（注）4	△0.134%

（注） 1. 予想残存期間に対する期間（2018年7月13日から2021年7月9日まで）の株価実績に基づき算出しております。

2. 過去10年間に退任した役員の平均在任期間から、現在在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想在任期間とする方法で見積もっております。

3. 2021年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,130百万円	2,149百万円
退職給付に係る負債	803	786
減損損失	133	215
賞与引当金	195	190
有価証券減損	204	174
睡眠預金払戻損失引当金	126	117
減価償却費	81	95
株式報酬費用	69	59
その他	288	280
繰延税金資産小計	4,033	4,068
評価性引当額	△1,639	△1,588
繰延税金資産合計	2,393	2,478
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△568	△812
その他有価証券評価差額金	△2,083	△405
その他	△27	△28
繰延税金負債合計	△2,679	△1,246
繰延税金資産（負債）の純額	△285百万円	1,232百万円

(注) 繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

繰延税金資産	57百万円	1,232百万円
繰延税金負債	343百万円	一百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2	△1.4
住民税均等割等	1.1	0.9
評価性引当額	2.2	△3.6
その他	△0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%	26.6%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	21,220
うち役務取引等収益	3,047
うち預金・貸出業務	791
うち為替業務	605
うち投信・保険窓販業務	1,001

(注) 役務取引等収益の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務に係る収益は、主に銀行業務から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	11,587	7,497	3,032	22,117

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	11,486	6,028	3,705	21,220

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	8,399円14銭	8,130円54銭
1株当たり当期純利益	165円92銭	216円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	163円89銭	213円80銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	79,679	77,446
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	675	654
(うち新株予約権)		(228)	(194)
(うち非支配株主持分)		(446)	(460)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	79,004	76,791
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	9,406	9,444

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,571	2,042
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,571	2,042
普通株式の期中平均株式数	千株	9,469	9,435
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	117	119
うち新株予約権	千株	117	119
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	116,400	138,000	—	—
借入金	116,400	138,000	—	2022年4月～ 2023年6月
1年以内に返済予定のリース債務	106	104	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	151	199	—	2023年4月～ 2029年1月

（注）1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	124,200	13,800	—	—	—
リース債務（百万円）	104	75	50	39	31

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（2）【その他】

当連結会計年度における四半期情報

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益（百万円）	5,226	10,719	15,832	21,220
税金等調整前四半期（当期）純利益 （百万円）	691	1,950	2,797	2,826
親会社株主に帰属する四半期（当期） 純利益（百万円）	499	1,360	2,082	2,042
1株当たり四半期（当期） 純利益（円）	53.07	144.33	220.81	216.51

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失（△）（円）	53.07	91.18	76.47	△4.22

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	231,901	237,742
現金	17,740	10,995
預け金	※4 214,160	※4 226,746
金銭の信託	7,920	7,920
有価証券	※1, ※2, ※4, ※7 360,379	※1, ※2, ※4, ※7 333,883
国債	92,806	63,748
地方債	47,857	57,748
社債	89,765	93,566
株式	8,189	7,145
その他の証券	121,759	111,674
貸出金	※2, ※4, ※5 1,081,607	※2, ※4, ※5 1,086,406
割引手形	※3 4,850	※3 4,583
手形貸付	25,022	26,976
証書貸付	958,236	955,907
当座貸越	93,498	98,939
外国為替	※2 2,174	※2 2,230
外国他店預け	455	482
取立外国為替	1,719	1,747
その他資産	※2 6,747	※2 14,973
前払費用	91	283
未収収益	1,011	1,061
金融派生商品	0	5
その他の資産	※4 5,643	※4 13,622
有形固定資産	※6 16,548	※6 16,093
建物	5,471	5,150
土地	10,400	10,251
リース資産	211	253
建設仮勘定	—	4
その他の有形固定資産	464	433
無形固定資産	476	387
ソフトウェア	413	324
ソフトウェア仮勘定	1	2
その他の無形固定資産	62	60
前払年金費用	2,297	2,511
繰延税金資産	—	1,240
支払承諾見返	※2 2,101	※2 2,019
貸倒引当金	△4,552	△4,996
資産の部合計	1,707,601	1,700,411

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
預金	1,425,165	1,405,150
当座預金	63,815	65,060
普通預金	622,793	625,881
貯蓄預金	8,601	8,957
通知預金	9,297	8,699
定期預金	699,670	677,468
定期積金	17,161	16,053
その他の預金	3,824	3,029
譲渡性預金	2,793	38,827
コールマネー	941	—
債券貸借取引受入担保金	※4 65,675	※4 30,206
借入金	※4 116,400	※4 138,000
借入金	116,400	138,000
外国為替	0	38
売渡外国為替	—	22
未払外国為替	0	16
その他負債	12,604	6,928
未払法人税等	112	260
未払費用	525	448
前受収益	436	499
従業員預り金	53	51
給付補填備金	0	0
リース債務	257	303
資産除去債務	118	129
その他の負債	11,099	5,234
賞与引当金	636	621
退職給付引当金	86	8
睡眠預金払戻損失引当金	415	385
偶発損失引当金	90	128
繰延税金負債	294	—
再評価に係る繰延税金負債	1,664	1,655
支払承諾	2,101	2,019
負債の部合計	1,628,870	1,623,970

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	52,990	54,377
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	51,198	52,585
固定資産圧縮積立金	3	3
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	30,195	31,582
自己株式	△553	△472
株主資本合計	70,645	72,113
その他有価証券評価差額金	5,123	1,241
土地再評価差額金	2,733	2,891
評価・換算差額等合計	7,856	4,132
新株予約権	228	194
純資産の部合計	78,730	76,440
負債及び純資産の部合計	1,707,601	1,700,411

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
経常収益	21,774	20,872
資金運用収益	14,791	15,208
貸出金利息	11,186	11,216
有価証券利息配当金	3,521	3,713
コールローン利息	0	0
預け金利息	36	239
その他の受入利息	46	38
役務取引等収益	2,471	2,821
受入為替手数料	661	612
その他の役務収益	1,809	2,209
その他業務収益	1,690	1,055
外国為替売買益	19	26
国債等債券売却益	1,640	1,022
金融派生商品収益	31	6
その他経常収益	2,821	1,786
償却債権取立益	369	251
株式等売却益	2,304	1,219
金銭の信託運用益	—	66
その他の経常収益	146	249
経常費用	19,262	18,330
資金調達費用	328	247
預金利息	314	236
譲渡性預金利息	2	1
コールマネー利息	5	3
債券貸借取引支払利息	4	5
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,741	1,770
支払為替手数料	127	95
その他の役務費用	1,613	1,674
その他業務費用	1,558	1,594
商品有価証券売買損	1	0
国債等債券売却損	589	498
国債等債券償還損	968	1,096
営業経費	※1 12,716	※1 12,054
その他経常費用	2,917	2,662
貸倒引当金繰入額	381	690
貸出金償却	584	408
株式等売却損	1,630	1,423
株式等償却	26	12
金銭の信託運用損	186	—
その他の経常費用	107	128
経常利益	2,512	2,542
特別利益	—	460
固定資産処分益	—	0
退職給付制度改定益	—	460
特別損失	207	246
固定資産処分損	65	44
減損損失	141	202
税引前当期純利益	2,304	2,756
法人税、住民税及び事業税	335	595
法人税等調整額	418	133
法人税等合計	753	729
当期純利益	1,550	2,027

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	4	21,000	29,439
当期変動額								
剰余金の配当								△475
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0
当期純利益								1,550
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
自己株式処分差損の振替			0	0				△0
土地再評価差額金の取崩								△319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	－	756
当期末残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	3	21,000	30,195

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	52, 234	△418	70, 025	403	2, 413	2, 817	185	73, 028
当期変動額								
剰余金の配当	△475		△475					△475
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－					－
当期純利益	1, 550		1, 550					1, 550
自己株式の取得		△135	△135					△135
自己株式の処分		0	0					0
自己株式処分差損の振替	△0		－					－
土地再評価差額金の取崩	△319		△319					△319
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				4, 720	319	5, 039	43	5, 082
当期変動額合計	755	△135	620	4, 720	319	5, 039	43	5, 702
当期末残高	52, 990	△553	70, 645	5, 123	2, 733	7, 856	228	78, 730

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	3	21,000	30,195
当期変動額								
剰余金の配当								△471
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0
当期純利益								2,027
自己株式の取得								
自己株式の処分			△10	△10				
自己株式処分差損の振替			10	10				△10
土地再評価差額金の取崩								△158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	－	1,387
当期末残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	3	21,000	31,582

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	52,990	△553	70,645	5,123	2,733	7,856	228	78,730
当期変動額								
剰余金の配当	△471		△471					△471
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－					－
当期純利益	2,027		2,027					2,027
自己株式の取得		△0	△0					△0
自己株式の処分		81	70					70
自己株式処分差損の振替	△10		－					－
土地再評価差額金の取崩	△158		△158					△158
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				△3,882	158	△3,723	△34	△3,757
当期変動額合計	1,387	80	1,467	△3,882	158	△3,723	△34	△2,290
当期末残高	54,377	△472	72,113	1,241	2,891	4,132	194	76,440

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 綻 先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,475百万円（前事業年度末は3,815百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

（重要な会計上の見積り）

・貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	4,552百万円	4,996百万円
（うち新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の 影響による追加貸倒引当金）	(202百万円)	(175百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（重要な会計方針）」の「5. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による経営状況への影響のうち、足元の業績や財務情報等に未だ反映されていない影響については、債務者区分の決定に反映しておりません。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により重要な影響を受けている特定の業種ポートフォリオのうち正常先と要注意先については、今後予想される業績悪化の状況を見積り貸倒実績率に修正を加えた予想損失率によって、当事業年度末において必要な調整として貸倒引当金175百万円（前事業年度末は202百万円）を計上しております。当該必要な調整は、前事業年度から前提となる状況等に変化がないため、前事業年度と同様の方法で行っております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う経済活動停滞による影響は、国内外における感染の状況等を踏まえ、2022年4月以降も継続するものと想定しておりますが、当該想定は前事業年度末から重要な変更を行っておりません。当該想定に基づき、当行の特定の業種向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

（退職給付制度の一部改定）

当行は、2021年10月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当事業年度において、460百万円の特別利益を計上しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2021年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022年 3 月 31 日)
株式	35百万円	35百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2021年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022年 3 月 31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,204百万円	3,027百万円
危険債権額	14,982百万円	21,071百万円
要管理債権額	143百万円	232百万円
三月以上延滞債権額	36百万円	73百万円
貸出条件緩和債権額	107百万円	159百万円
小計額	18,331百万円	24,331百万円
正常債権額	1,078,766百万円	1,077,480百万円
合計額	1,097,098百万円	1,101,811百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第 3 号）が2022年 3 月 31 日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※ 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号 2022年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022年 3 月 31 日)
	4,850百万円	4,583百万円

※４．担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	65,603百万円	30,126百万円
貸出金	47,970百万円	46,128百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	65,675百万円	30,206百万円
借入金	116,400百万円	138,000百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
預け金	5百万円	5百万円
有価証券	83,273百万円	105,958百万円
その他の資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
保証金・敷金	195百万円	154百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
融資未実行残高	183,311百万円	196,388百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	168,292百万円	179,379百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
圧縮記帳額	1,151百万円	1,151百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※７．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
	11,030百万円	10,995百万円

(損益計算書関係)

※１．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)	当事業年度 (自 2021年４月１日 至 2022年３月31日)
給与手当	6,801百万円	6,613百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26百万円、関連会社株式9百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26百万円、関連会社株式9百万円)は、市場価格がないことから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,109百万円	2,127百万円
退職給付引当金	805	778
減損損失	133	215
賞与引当金	193	188
有価証券減損	204	174
睡眠預金払戻損失引当金	126	117
減価償却費	81	95
株式報酬費用	69	59
その他	264	256
繰延税金資産小計	3,987	4,012
評価性引当額	△1,639	△1,588
繰延税金資産合計	2,348	2,423
繰延税金負債		
前払年金費用	△546	△763
その他有価証券評価差額金	△2,083	△405
その他	△12	△14
繰延税金負債合計	△2,642	△1,182
繰延税金資産(負債)の純額	△294百万円	1,240百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.1	△1.4
住民税均等割等	1.1	1.0
評価性引当額	2.2	△3.7
その他	△0.2	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%	26.4%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 却累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引当期末残 高
有形固定資産							
建物	11,965	55	234 [75]	11,786	6,636	296	5,150
土地	10,400 (4,398)	— (148)	149 [97]	10,251 (4,546)	—	—	10,251
リース資産	660	146	160 [5]	647	394	87	253
建設仮勘定	—	9	5	4	—	—	4
その他の有形固定資産	1,822	162	82 [21]	1,902	1,469	167	433
有形固定資産計	24,850 (4,398)	374 (148)	631 [200]	24,592 (4,546)	8,499	551	16,093
無形固定資産							
ソフトウェア	4,513	99	—	4,612	4,288	187	324
ソフトウェア仮勘定	1	29	28	2	—	—	2
その他の無形固定資産	92	—	1 [1]	90	30	0	60
無形固定資産計	4,607	128	30 [1]	4,705	4,318	187	387
その他	195	4	44 [0]	154	—	—	154

(注) 1. 当期減少額欄における〔 〕内は減損損失の計上額（内書き）であります。

2. 当期首残高、当期増加額及び当期末残高欄の（ ）内は、土地の再評価に関する法律（1998年法律第34号）により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額（内書き）であります。

3. 建物の当期増加額55百万円のうち、主なものは東京支店移転分の21百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	1,836	1,905	—	1,836	1,905
個別貸倒引当金	2,716	3,090	247	2,468	3,090
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	636	621	636	—	621
睡眠預金払戻損失引当金	415	—	29	—	385
偶発損失引当金	90	128	—	90	128
計	5,695	5,745	913	4,396	6,131

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………洗替による取崩額

偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
未払法人税等	112	765	616	—	260
未払法人税等	25	530	430	—	125
未払事業税	86	235	186	—	135

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り・売渡し手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.taikobank.jp/
株主に対する特典	ありません

(注) 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第119期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第120期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月11日関東財務局長に提出

第120期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月19日関東財務局長に提出

第120期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 6 月24日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石尾 雅樹
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、会社は全ての債権について予め定めている自己査定基準等に基づき、債務者区分を決定している。営業関連部署が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した監査部署が監査を実施している。 また、貸倒引当金については、予め定めている償却・引当基準に則り連結会計年度末時点の債務者区分に従い、審査部署が償却・引当額の算定を行っている。 これらの結果、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金1,086,120百万円等、貸倒引当金5,130百万円を計上している。 会社の債務者区分決定においては債務者の業績見込（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定されている。上記のように、債務者区分決定及び貸倒引当金の算定においては、経営者の判断や見積りが存在している。 債務者区分は、信用リスクの低い債務者から順に正常先・要注意先（要管理先を含む）・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5つに区分され、債務者区分がより下位へ変更された場合に貸倒引当金は増加する。特に会社がメインバンクとなっている要注意先もしくは破綻懸念先の大口与信先のうち、業績が悪化している債務者は、メインバンクとして金融支援（債権放棄など）を行うことによる損失の発生や、債務者区分の悪化による貸倒引当金の積み増しなどの多額の損失が発生する可能性がある。これらの債務者の債務者区分は、将来の業績見込や経営再建計画などの見積りの要素を加味して決定されているが、見積りに用いた債務者の将来の経営環境等の仮定は不確実性が高く、債務者区分の決定には経営者による重要な判断を伴う。 したがって、会社がメインバンクとなっている要注意先もしくは破綻懸念先の大口与信先のうち、業績が悪化している債務者の債務者区分の妥当性について、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 審査部署が行った債務者区分の決定に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、以下の手続を実施した。 - 内部統制の整備状況の有効性を評価するため、自己査定及び償却・引当に関する規程等を閲覧し、債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定に関する内部統制が整備されていることを検証した。 - 内部統制の運用状況の有効性を評価するため、会社が作成した社内承認資料等を閲覧し、審査部署の適切な承認の基で債務者区分の決定がされていることを検証した。 (2) 債務者区分の判定 会社がメインバンクとなっている要注意先もしくは破綻懸念先の大口与信先のうち、業績が悪化している債務者の債務者区分の妥当性について検証するため、以下の手続を実施した。 - 要注意先もしくは破綻懸念先のうち、同一債務者区分内で低位の内部格付が継続している債務者や会社が経営改善を支援している債務者など、下位の債務者区分へ変更される可能性が高いと判断した債務者を抽出した。抽出された債務者の債務者区分の妥当性に関して債務者の財務指標等を用いた定量的な分析及び会社の債務者区分決定に関する承認資料の閲覧といった基礎的な検証を実施した。 - 上記で検証した債務者のうち、会社がメインバンクとなっている大口与信先で業績が悪化している債務者について、追加で以下の手続を実施した。 ① 債務者への訪問記録や銀行団の協議記録などを適時入手して閲覧すると共に、最新の状況を質問した。 ② 債務者の現況や今後の事業の見通し等に関して審査部署の責任者への質問をした。 ③ 経営再建計画の実現可能性については、過年度の実績との比較分析・経営再建計画への批判的検討などにより詳細に検証を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大光銀行の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社大光銀行が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6 月 24 日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石尾 雅樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度末の財務諸表において貸出金1,086,406百万円等の債権に対する貸倒引当金4,996百万円が計上されている。 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定)と同一内容であるため、記載を省略している。	

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石田 幸雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取石田幸雄は、当行の第120期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石田 幸雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取石田幸雄は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行並びに連結子会社1社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の連結経常収益（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね2／3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。